

令和 5 年度
自己点検評価書

令和 6（2024）年 5 月
大阪観光大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	30
基準 4. 教員・職員	40
基準 5. 経営・管理と財務	47
基準 6. 内部質保証	56
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	61
基準 A. 地域・社会への貢献、国際交流	61
V. 特記事項	69
VI. 法令等の遵守状況一覧	70

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・大学の基本理念

本学は令和4(2022)年4月1日から「一法人一大学」の大阪観光大学となった。観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として再出発するにあたり、同年3月に「大阪観光大学憲章 2022」を制定し、新たな建学の精神として「自由を共に楽しみ、社会を共に生きぬく」を定めた。同時に、大学の基本理念として、Ⅰ「(束縛から)自由へ」、Ⅱ「(孤立から)共生へ」、Ⅲ「(浪費から)持続へ」の3つを掲げる。

なお、前身である旧学校法人明浄学院・大阪観光大学の建学の基本精神は「明く、淨く、直く」の精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成であった。この旧建学の精神は、日蓮上人降誕700年を記念して大阪日蓮宗寺院36ヶ寺が、女子高等教育の必要性を訴えて大正10(1921)年に開校した明浄高等女学校(5年制)の校訓、「明(あか)く、淨(きよ)く、直(なお)く」に源がある。これを、旧学校法人明浄学院は、設置した明浄学院高等学校、大阪明浄女子短期大学、大阪明浄大学(その後の大阪観光大学)の建学の精神として引き継いできた。旧学校法人明浄学院・大阪観光大学は、この建学の精神に基づき、学生を「個性ある一人の人格」として尊重し、「明く、淨く、直く」を基礎とする倫理性に満ちた「世界市民」を育成するという基本理念を掲げていた。

(2) 使命・目的

本学の社会的使命は、令和4(2022)年3月制定の「大阪観光大学憲章 2022」に定めた、Ⅰ「楽しむ力と生きぬく力の養成」、Ⅱ「観光学の確立と発展」、Ⅲ「地域・社会への貢献」の3つである。

また本学は、「大阪観光大学学則」第1条で定める通り、「教育基本法に則り学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会に貢献する有為な人材を養成することを目的とする」。

(3) 大学の個性・特色等

本学は、日本で唯一、法人名・大学名に「観光」を掲げる大学であり、令和4(2022)年4月の新学校法人発足に際して、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として自らを再定義した。世界観光倫理憲章「GCET(The Global Code of Ethics for Tourism)」に則り、責任ある持続可能な観光の実現を目指すことを推進している。

令和5(2023)年3月17日、本学観光学部は、国連世界観光機関(UNWTO)から観光教育に関する世界的な基準を満たしているとして「TedQual」の認証を受けた。認証期間は令和5(2023)年3月18日から令和7(2025)年3月18日までの2年間である。日本では、和歌山大学、立命館アジア太平洋大学、中村国際ホテル専門学校に続く、4番目の認証である。

留学生の比率が高く、キャンパスは日常的な異文化交流・国際的な学び合いの場となっている。大阪観光大学の発足以来、25か国の外国人留学生を受け入れてきた。「アジアNo.1留学生都市」戦略を進める大阪観光局とも連携している。

関西国際空港に近く京阪神にも遠くないことから、インバウンド(訪日外国人旅行者)の観光を学ぶのに最適な立地にある。関西国際空港は学生のアルバイト先、就職先としても重要である。

お茶文化の発信に取り組む株式会社伊藤園、人手不足に悩む農家や旅館と旅行者とをつなぐお手伝いと旅を掛け合わせた新しい旅の形を作っている株式会社おてつたびとそれぞれ連携協定を結び、共同による授業を展開している。

近隣には、重要文化的景観「日根荘大木の農村景観」、日本遺産「旅引付と二枚の絵図が伝えるまち—中世日根荘の風景—」「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間—北前船寄港地・船主集落—」「『葛城修験』—里人とともに守り伝える修験道はじまりの地—」の

各構成文化財が点在する。熊取町や泉佐野市など地元泉州地域の自治体との連携も広げており、地元根差した観光教育・実践に取り組んでいる。

特記事項に示す通り、複数年にわたって観光分野の社会人リカレント講座を展開してきた。

以上のような取り組みを通じて、日本一の大学となることを目指している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

「大阪観光大学憲章 2022」の前文に記した通り、大阪観光大学の起源は、「明く、淨く、直く」の理念を掲げ、大正 10（1921）年に大阪市の寺院団によって設立された明浄高等女学校に遡る。この学校は、中等・高等教育は男子のものと考えられていた時代に、閉ざされていた門戸を女子にも開き、より高い教育を行おうとするものであった。旧学校法人明浄学院は、昭和 60（1985）年に旧大阪明浄女子短期大学を創設し、女子教育の射程を大学に広げた。高等教育機関への女子の進学がさらに進む中で、平成 12（2000）年には、新たに男女共学の 4 年制大学として旧大阪明浄大学を設置、観光学部を創設した。ここで、高等学校及び短期大学の開設による女子への高等教育の普及という当初の建学の理念は発展的にその役割を終え、ここからは観光人材の育成のための観光教育の発展という方向に大きく舵を切ることになった。

平成 18（2006）年には大学の名称そのものも大阪観光大学に変更し、高等教育機関としての目的を、観光学と観光教育の発展におくことを鮮明にした。この名称変更により、大学名に観光を冠する日本で最初の大学となった（平成 21（2009）年大阪明浄女子短期大学廃止）。平成 25（2013）年には観光教育をさらに強化する視点から、日本の情報を世界に発信する国際交流学部を設置した。

しかし、残念ながら令和元（2019）年には旧学校法人明浄学院の元理事長の不祥事が発覚し、令和 2（2020）年 3 月に管財人のもと民事再生手続を開始した。そして、同年 8 月に学校法人理知の杜理事長である麦島善光氏が本学の支援者として承継することが決まった。その後、令和 4（2022）年 4 月から明浄学院高等学校の経営を外部に移管し、法人名称についても「学校法人大阪観光大学」とし、新しい経営陣のもと「一法人一大学」の学校法人の唯一の設置校として、名実ともに観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として再出発することとなった。なお、令和 5（2023）年 4 月から国際交流学部の募集を停止し、観光学部 1 学部体制への移行を進めている。

表 I-1 本学の沿革年表

年 月	事 項
大正 10（1921）年 2 月	日蓮上人降誕 700 周年事業として大阪市内日蓮宗寺院団が 5 年制明浄高等女学校を申請。
大正 10（1921）年 4 月	文部省より明浄高等女学校（5 年制）の設置認可。
大正 10（1921）年 4 月	明浄高等女学校開校（大阪市阿倍野区文の里）。
昭和 6（1931）年 6 月	宗門を離れ、高等女学校として継続（田中吉太郎が校主に就任）。
昭和 20（1945）年 6 月	財団法人明浄高等女学校設立認可。
昭和 22（1947）年 4 月	明浄中学校を設立（昭和 43（1968）年 3 月募集停止、平成 16（2004）年 9 月廃止）。

大阪観光大学

昭和 23（1948）年 4 月	学制改革に伴い、高等学校（全日制普通科）に移行。高等学校名を明浄学院高等学校とする。
昭和 24（1949）年 4 月	法人名称を財団法人明浄学院と改称。
昭和 26（1951）年 3 月	学校法人明浄学院への組織変更認可。
昭和 59（1984）年 12 月	文部大臣より大阪明浄女子短期大学（2 年制、英語科）の設置認可。
昭和 60（1985）年 4 月	大阪明浄女子短期大学（英語科） 開設。 （※平成 16（2004）年 4 月募集停止、平成 21（2009）年 8 月廃止）
平成元（1989）年 12 月	文部大臣より大阪明浄女子短期大学（文芸科）の設置認可。
平成 2（1990）年 4 月	大阪明浄女子短期大学文芸科 開設。（※同上）
平成 11（1999）年 12 月	文部大臣より大阪明浄大学（4 年制、観光学部・観光学科、男女共学）の設置認可。
平成 12（2000）年 4 月	大阪明浄大学 開学。
平成 13（2001）年 4 月	学院創立 80 周年。
平成 16（2004）年 3 月	大阪明浄大学第一期生卒業。
平成 18（2006）年 4 月	大阪観光大学に名称変更。
平成 21（2009）年 8 月	大阪明浄女子短期大学 廃止。
平成 22（2010）年 4 月	大阪観光大学に教職課程設置（中学校 1 種：社会、高等学校 1 種：地理歴史・商業）。
平成 25（2013）年 4 月	大阪観光大学に国際交流学部を設置。
平成 29（2017）年 4 月	大阪観光大学別科を設置。
令和 4（2022）年 4 月	学校法人大阪観光大学 発足。
令和 5（2023）年 4 月	国際交流学部 募集停止 教職課程廃止（中学校 1 種：社会、高等学校 1 種：地理歴史・商業）。

2. 本学の現況

- ・大学名 大阪観光大学
- ・所在地 〒590-0493 大阪府泉南郡熊取町大久保南 5-3-1
- ・学部構成 観光学部、国際交流学部

・学生数、教員数、職員数

表 I-2-1 学生数

大阪観光大学

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合 計	定 員
観光学部	127 人	144 人	145 人	171 人	587 人	610 人
(内留学生)	(85 人)	(93 人)	(98 人)	(123 人)	(399 人)	
国際交流学部	募集停止	57 人	70 人	86 人	213 人	190 人
(内留学生)		(49 人)	(59 人)	(73 人)	(181 人)	
計	127 人	201 人	215 人	257 人	800 人	800 人
(内留学生)	(85 人)	(142 人)	(157 人)	(196 人)	(580 人)	
別 科	39 人	93 人			132 人	短期留学生 15 人

- ・令和 5（2023）年度観光学部入学定員 190 名（国際交流学部入学定員 60 名振替）
- ・令和 5（2023）年度観光学部 3 年次編入学定員 15 名（入学者 13 名）
- ・令和 5（2023）年度国際交流学部 3 年次編入学生 5 名（入学者 10 名）

表 I -2-2 教員数

学部名	教 授	准教授	講 師	合 計	非常勤講師
観光学部	15 人	7 人	2 人	24 人	34 人
国際交流学部	5 人	0 人	2 人	7 人	6 人
別 科			4 人	4 人	14 人

表 I -2-3 職員数

職員種別	職員数	職員種別	職員数
専任職員	25 人	パート（保健室含む）	4 人
任期付職員	12 人	派 遣	2 人
常勤嘱託	4 人	合 計	47 人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

「大阪観光大学憲章 2022」で本学の 3 つの社会的使命をⅠ「楽しむ力と生きぬく力の養成」、Ⅱ「観光学の確立と発展」、Ⅲ「地域・社会への貢献」として具体的に明文化している。また、「大阪観光大学 10 の約束」では、10 の約束 44 項目にわたって大学の将来像、社会的使命と、それを達成するための行動を明文化している。

「大阪観光大学学則」第 1 条（目的）で大学、同第 1 条の 2 で観光学部、同第 1 条の 3 で国際交流学部の目的を明文化している。

観光学部の教育目的は、「大阪観光大学憲章 2022」に掲げた社会的使命「Ⅰ楽しむ力と生きぬく力の養成」の実現である。学則の目的も踏まえ、育成すべき人材を「観光と人生を楽しむ力を備えた世界市民の発展を支援すると共に、現代を生きぬく力を備えた観光業・サービス事業等に携わる職業人」として「大阪観光大学憲章 2022」に明記している。

また、国際交流学部の教育目的は、「ディプロマ・ポリシー」の冒頭に以下の通り明記している。「国際交流学部では、スタジオ制度を核としたリベラルアーツ教育により、グローバル化する世界のなかで社会を牽引していくリーダーシップを持った教養人を育成することを教育の目標とする。」

1-1-② 簡潔な文章化

前項に記した通り、使命・目的・教育目的は簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、日本で唯一、法人名・大学名に「観光」を掲げる大学であり、令和 4（2022）年の新学校法人発足に際して、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として自らを再定義した。

「大阪観光大学憲章 2022」の 3 つの基本理念（Ⅰ「（束縛から）自由へ」、Ⅱ「（孤立から）共生へ」、Ⅲ「（浪費から）持続へ」）は、いずれも観光が社会に果たす役割の大きさを踏まえ、本学の進むべき方向性を示す。また、3 つの社会的使命は、Ⅰ「観光と人生を楽しむ力を備えた世界市民の発展を支援」し「現代を生きぬく力を備えた観光業・サービス業等に関わる職業人を養成」すること、Ⅱ「観光がグローバル化した現代を読み解く新しい観光学」の確立と研究成果の社会への還元、Ⅲ地域・社会・実業界との連携による地域・社会貢献を挙げる。

これらは、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関としての本学の個性・特色を反映し、使命・目的及び教育目的として、より具体的に述べたものと言える。

1-1-④ 変化への対応

本学は令和 3（2021）年度まで、起源である明浄高等女学校の理念を継承し、「明く、

「浄く、直ぐの精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成」を建学の基本精神としてきた。

しかし、令和元（2019）年に発覚した旧学校法人明浄学院の元理事長の不祥事、令和 2（2020）年から始まった民事再生手続きを経て、令和 4（2022）年に明浄学院高等学校の外部移管と「学校法人大阪観光大学」への法人名称変更を行ったのを機に、建学の理念についても改めて見直し、「大阪観光大学憲章 2022」の基本理念や社会的使命として成文化するとともに、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として自らを再定義した。

観光学部の教育目標も、本学の使命「Ⅰ楽しむ力と生きぬく力の養成」に直結するものに更新し、この新たな教育目標を実現すべく、観光学部では令和 4（2022）年度入学者から育成すべき人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを改正し、新たなカリキュラムに移行した。このカリキュラムは、これまでの観光学部と国際交流学部のカリキュラムを新たな形で統合するとともに、コロナ禍やデジタル化による観光の新しい変化に対応した内容も取り入れている。またそれに併行する形で、令和 5（2023）年度以降の国際交流学部の学生募集を停止し、観光学部一学部制への移行を進めている。

このように、本学では社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っている。

なお、学部体制の改編・移行の途中のため、現時点では、各種文書に新旧の記述が混在する状況となっているが、「大阪観光大学憲章 2022」に書かれた使命・目的と「大阪観光大学学則第 1 条（目的）」、「学生生活ガイドブック」の内容は、文面は異なるものの趣旨は一貫している。

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在、本学の理念・使命・目的・教育目的は「大阪観光大学憲章 2022」としてまとめられている。令和 5（2023）年度は、基本理念の「Ⅱ（孤立から）共生へ」にある「平和のための観光（Peace for Tourism）」への取組みを進める。

さらに、本学の社会的使命のⅡ「観光がグローバル化した現代を読み解く新しい観光学」の確立と研究成果の社会への還元さらに取組む。

Ⅲ「地域・社会・実業界との連携による地域・社会貢献」は、令和 5（2023）年度から観光学部で始まる「地域連携実習（地域連携実践に名称変更）」「職業実践実習（職業連携実践に名称変更）」を通して、近隣自治体や実業界とのつながりを広げかつ深める。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

（1）1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

（2）1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的の策定などには、役員、教職員が関与・参画している。

新法人の発足にあたって、旧法人の建学の精神「明く、浄く、直ぐ」を新法人でも継承するかが学部教授会で議論された。その議論を踏まえて、法人理事である学長が基本理念

と社会的使命（大阪観光大学憲章 2022）の原案を作成し、これを理事会で承認した。

「大阪観光大学 10 の約束」（法人中期計画）は、理事長が主となり作成した。令和 2（2020）年度に教職員から改善提案を募り、若手教職員のチームが整理したものを理事長に報告、その報告を踏まえて令和 3（2021）年に「大阪観光大学 9 つの約束」が公表された。この「9 つの約束」を新法人の発足に合わせて改定し、社会的使命・教育目的を盛り込んだのが「10 の約束」である。

また、令和 2（2020）年度に、上記の若手教職員チームが改善提案の整理の過程で「教職員の行動指針」を作成した。現在の「教職員の行動指針」は令和 3（2021）年度に短く改訂されたものである。

本学の使命・目的及び教育目的について教職員が議論を通して共通理解を深めるため、教職員集会・教職員ワークショップを継続的に開催している（4-3-①で後述）。

1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的を学内外に周知するため、「大学憲章・10 の約束・教職員の行動指針」リーフレットを作成し学内外に配布したほか、PDF データとして大学ウェブサイトで公表している。また、教職員が随時参照できるように、片面に大学憲章の 3 つの基本理念と 3 つの社会的使命、もう片面に教職員の行動指針を印刷したカードを作成し、教職員が携帯できるようにした。『学生生活ガイドブック』の冒頭に「大学憲章・10 の約束」を記載し、学生への周知も図っている。

教職員採用の際にも「大阪観光大学憲章 2022」「大阪観光大学 10 の約束」を参照し、着任後の教育研究に対する抱負を述べるよう求めている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的及び教育目的は「学校法人大阪観光大学中期計画（確定版）2022 年度～2026 年度【一部改訂】」や「学校法人大阪観光大学経営改善計画 令和 3 年度～7 年度（5 ヶ年）」にも盛り込まれている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

「大阪観光大学憲章 2022」の掲げた社会的使命のうち、I「楽しむ力と生きぬく力の養成」という教育目的は、観光学部令和 4（2022）年度入学生の三つのポリシーに反映させている。

この三つのポリシーは、令和 3（2021）年度に組織された新カリキュラム検討 WG での議論に基づき、大学協議会・理事会で確定された。上記の新カリキュラム検討 WG は、令和 2（2020）年度・令和 3（2021）年度に組織された特別委員会「新大学構想委員会」の WG として組織された学長直轄の WG である。

WG では、学長の山田良治による『観光を科学する—観光学批判』（観光を見る眼 創刊号、2021、晃洋書房）と Center for Curriculum Redesign の『教育の 4 つの次元』（Four-Dimensional Education by Fadel, Bialik & Trilling, 2015, CCR）に依拠してカリキュラムのコンセプトを定めた。前者は、労働と余暇の観点から、観光を①「鑑賞・創造・交流活動」、②「自由な活動」、③「非日常空間への移動」の 3 点で定義する。そして、観光学の核心は、市民の生活にとって観光とは何かを明らかにすることであり、その関連において観光の実践領域を対象とすること、現代の観光が抱える社会的諸課題の解決もその役割であることを確認する。また後者は、21 世紀に必要とされるコンピテンシーの枠組みを明確で実施可能かつ体系的な形で提示しており、①現代社会やグローバル社会を生きる現代的・学際的知識を取り込むべきこと、②知識を活用するための創造性、批判的思考、コミュニケーション、協働、問題解決力などのスキルが重視されること、③マインドフルネス、好奇心、勇気、レジリエンス、倫理等の人間性が大事なこと、④修得した学習の仕方を新しい内容や状況に的確に適用し、生涯学び続けることにつなげるメタ学習が重要で

あること、を指摘している。

WG では、まず、観光学部の卒業生が卒業数年後の社会でどのように活動してほしかを、「育成すべき人材像」として具体的に描くところから始めた。この際、山田による前掲書の「現代社会において人生を楽しむよき市民であると同時に、これからの観光とサービス社会を担う有能な職業人」、すなわち「人生を楽しむ力、この世界を生きぬく力を備えた市民」が手がりとなり。この市民が、変化の激しい 21 世紀の現代を生きるのに必要なコンピテンシーを身につけているべきこと、今後数年間に社会と観光の変化が急速に進むだろうことを確認し、社会で活躍し自ら人生を楽しんでいる卒業生が備えると期待される能力を想定した。その人材像に数年で到達できるために、卒業時に最低限備えておくべき要件を、①ジェネリックスキル、②思考態度、③観光に関する能力（観光を楽しむ力（旅人力）；観光空間創造に関する力；観光事業展開に関する力；観光ネットワークに関する力）に整理し、ディプロマ・ポリシーを定めた。

次に、これまで本学が受け入れてきた入学生を念頭に、入学後の 4 年間でディプロマ・ポリシーを満たせるようなカリキュラム内容を検討した。山田の前掲書が重要だと指摘する①ジェネリックスキルの育成、②観光主体の形成（楽しむ力の養成）、③観光空間の創造（楽しめる対象を創造する力の養成）、④様々な観光事業体の担い手の育成（楽しみに誘う力の養成）といった現代観光教育の課題を解決するために、「21 世紀スキル（世界市民力）養成科目」「楽しむ力（旅人力）養成科目」「生きぬく力（観光職業力）養成科目」を科目の大区別として設け、観光の本質である鑑賞・創造・交流を実践する科目群を「実践科目群」として組み込んだ。「生き抜く力養成科目」「観光専門科目」については、ウィズコロナ・ポストコロナの観光の変化に対応すべく新たな科目を導入した。これは、令和 3（2021）年度に本学が実施した社会人向けリカレント講座において、コロナ禍でも観光分野で活躍している企業人を事業実施委員会や講師として招き、今後の観光の変化、必要になるスキル・知識・態度についてヒアリングした結果を反映している。

また科目数をいたずらに増やすのではなく、科目や内容を取捨選択したうえで必修科目の割合を従来より増やし、カリキュラムが意図した内容を全員が確実に学修できるように履修体系を組んで、カリキュラム・ポリシーとしてまとめている。

カリキュラムの編成作業と並行して、本学が受け入れたい学生像を改めて平易な言葉で定義した。ディプロマ・ポリシーやカリキュラム体系を踏まえて WG で議論した内容を、入試委員会で検討し、試験区分・試験内容と整合性をとってアドミッション・ポリシーとしてまとめた。

以上は、本学の使命・目的・教育目的を観光学部令和 4（2022）年度入学生の三つのポリシーに反映した経緯である。ただし、令和 3（2021）年度以前の観光学部入学生と国際交流学部の三つのポリシーについては、以前のものを踏襲している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科として、本学は観光学部観光学科、国際交流学部国際交流学科を置くほか、附属機関として図書館、観光学研究教育センター、別科を置く。

観光学部では、観光大学としての新たな戦略的展開に向けてカリキュラムの抜本的改革を実施し、令和 4（2022）年度から新たなカリキュラムに移行しており、令和 5（2023）年度に 2 年次配当までの科目を開講した。

国際交流学部は令和 5（2023）年度に募集を停止し、在籍学生の卒業に必要な科目を確実に開講しつつ、観光学部 1 学部体制への移行に向けて、教員の所属変更、担当科目の調整などの再編を進めている。

図書館は本学での教育・研究に必要な文献・資料、閲覧室を備え、教職員、学生及び学外からの利用に供している（詳しくは 2-5-②参照）。

なること 観光学研究教育センターは、令和 4（2022）年 4 月に旧観光学研究所を改組し

た組織である。観光学に関する総合的・専門的な調査・研究、教育に資する活動の実践、地域社会・産業界との連携や諸外国との交流の促進を目指す組織と位置づけられ、研究推進室、国際交流室、教育支援室、産学地域連携室の4つの専門室を置く。

研究推進室は、科学研究費など研究費の獲得や学術論文誌の編集と発行など、教員の研究活動の推進を担う。国際交流室は、旧国際交流センターの業務を継承し、交換留学・短期研修を含む海外の教育機関との連携など、国際交流の推進等を担っている。

教育支援室・産学地域連携室は、地域や産業界からのニーズを把握し、教育内容、特に令和4（2022）年度以降の新たなカリキュラムで設定された「実践科目」群の内容に反映する窓口とを想定し活動している。

科目「文化鑑賞創造実践」については、教育支援室が中心となって調整を行い、令和4（2022）年度後期に11クラス、令和5年度（2023年度）後期に12クラスを開講した。令和5（2023）年度前期科目「地域連携実習」では、熊取町（くまとりにぎわい観光協会）、泉佐野市（泉佐野市観光協会、泉佐野市シティプロモーション推進協議会）、泉佐野インターネット放送局「いこらじお」、堺市観光協会、KIX 泉州ツーリズムビューロー（和泉市、阪南市）、株式会社おてつたびと連携した授業を実施した。令和5（2023）年度後期科目「職業実践実習」については、泉佐野インターネット放送局「いこらじお」、KIX 泉州ツーリズムビューロー、株式会社おてつたび、岬町（岬町観光協会）、関西国際空港、農園、ホテルとの連携授業を実施した。

なお、令和4（2022）年度に置かれていた教育支援室・地域連携室のコーディネーターを、令和5（2023）年度は別部署に配置転換し、新たに国際交流室のコーディネーターを置いた。

このほか、留学生の日本語教育を行う組織として別科を置く。

（3）1-2の改善・向上方策（将来計画）

上述の通り、本学の基本理念・社会的使命・教育目的の共有は既に行われているが、これらは、令和5（2023）年度に着任した新たな教職員にも共有され、全面的な教育改革が進むように働きかけ続けている。特に令和5（2023）年度からは「大学憲章2022」の基本理念・社会的使命・教育目的を体現した新しい「観光学部」に学部を統合再編し、全面的な教育改革を進めている。

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度の中期計画（10の約束）は、現時点では約束・目標を列挙したもので、いつまでに何を達成するか、そのためにいつの段階でどの項目に予算を重点配分するか、といった年次計画としては整備されていない。そこで、中期計画（10の約束）が、各年度の事業計画とどのように結びつき、どの部局がどの約束の何の項目の進捗管理に責任を持つかを明確にして取組みを進められるよう、令和6（2024）年度以降の事業計画では改善していく。また、現在の中期計画に挙げられた約束のうち、何がいつまでに実現できているか検証し、計画を更新するというような使い方に変えていくこととする。

【基準1の自己評価】

令和元（2019）年に発覚した旧学校法人明浄学院元理事長の不祥事、令和2（2020）年から始まった民事再生手続きを経て、令和4（2022）年に明浄学院高等学校の外部移管と学校法人大阪観光大学への法人名称変更を行った。これを機に、本学も建学の理念を見直し、基本理念や社会的使命を成文化し、観光学と観光教育に特化した高等教育機関として自らを再定義した。本学の使命・目的及び教育目的には、こうした個性・特色が反映されており、簡潔な文章で具体的かつ明確に設定されている。観光学部と国際交流学部のカリキュラムの統合など、社会情勢に対応した見直しを行っている。

以上、本学は基準1を満たしている。

基準 2. 学生**2-1. 学生の受入れ****2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知****2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証****2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持****(1) 2-1 の自己判定**

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

本学では、学則に基づいて、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）を定めている。アドミッション・ポリシーは、大学のホームページや学生募集要項に明示して公表し、オープンキャンパス、入試相談会、教職員の高等学校への学生募集のための訪問などで適宜説明し周知に努めている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**■入学者選抜**

本学では、アドミッション・ポリシーに沿う人材を広く募集するため、以下の通り、多様な選考方法による入学者選抜を実施している。令和 6（2024）年度入試（令和 5（2023）年度実施）の総合型選抜では大きく見直しを図り、令和 4（2022）年度からの新カリキュラムで柱となっている「楽しむ力」「生きぬく力（観光職業力）」の考え方に基づいた選抜方法や、これまでの生活の中で目的意識を持って取組んできた学生を広く対象とした選抜方法を採用した。それにより、より本学のアドミッション・ポリシーに沿った学生、能力・意欲のある学生を広く確保するとともに、全体の中での割合が低い日本人学生の確保を目指した。

面接試験は複数名で担当し、アドミッション・ポリシーに基づく質問への応答を、評価基準を示した共通の評価基準シートにしたがって評価している。

入試の合否判定は、個人面接や学力試験・小論文の評価結果を基に、入試広報委員、学長・両学部長・常置委員会委員長が参加する入試判定会議で協議し、各学部の教授会で審議・決定している。

表 2-1-1 令和 6（2024）年度入学者選抜の種類と方法

本人学生選抜

種類	選考方法	書類選考	個人面接	小論文	プレゼン	学力試験	備考
総合型選抜	観光みらい創造型	○	○	○※	○※		※小論文、プレゼン（発表／動画）のいずれかを選択
	国際交流型	○	○	○※	○※		
	楽しむ力型	○	○	○※	○※		
	自己推薦型	○※	○				※自己推薦書含む
	英語型	○	○			○※	※英語口頭試問
	スポーツ型	○	○				硬式野球部入部希望者のみ対象
学校推薦型選抜	指定校推薦	○	○				
	公募制推薦	○※	○	○			※調査書含む
一般選抜						○※	※国語・英語

大阪観光大学

社会人選抜			○	○			
編入学選抜	2 年次型	一般型	○	○	○※		※口頭試問含む
	3 年次型	指定校型	○	○			
		一般型	○	○	○※		※口頭試問含む

外国人留学生選抜

種類		選考方法	書類選考	個人面接	小論文	日本語筆記試験	備考
外国人留学生選抜		指定校型	○※	○			※成績証明書など
		海外直接出願指定校型	○	○※			※オンライン個人面接
		一般型	○	○		○※	※G 日程は出願基準が異なるため、日本語筆記試験はない。
		海外直接出願一般型	○	○※	○		※オンライン個人面接
外国人留学生編入学選抜	2 年次型	海外直接出願指定校型	○	○※			※オンライン個人面接
		一般型	○	○		△※	※N2 以上または日本語留学試験 220 点以上でない場合に受験
		海外直接出願一般型	○	○※	○		※オンライン個人面接
	3 年次型	指定校型	○	○			
		海外直接出願指定校型	○	○※			※オンライン個人面接
		一般型		○	○		
		海外直接出願一般型		○※	○		※オンライン個人面接

別科選抜

種類		選考方法	書類選考	個人面接	小論文	日本語筆記試験	備考
別科選抜	推薦型		○	○			
	一般型		○	○		○	
別科編入学選抜	2 年次型		○	○		△※	※N2 以上または日本語留学試験 220 点以上でない場合に受験
	3 年次型			○	○		

なお、入試によってアドミッション・ポリシーに沿った学生を確保できたか、カリキュラム・ポリシーとのミスマッチがないか等については、アンケートやヒアリング、入学後の出席率や GPA と入試区分との照合などによって適切性を検証するための調査を行う予定である。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

収容定員及び入学定員と学生数の現状については、下表の通りである。

表 2-1-2 収容定員・入学定員と学生数の現状（令和 5 年 5 月 1 日現在）

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合 計	定 員
観光学部	127 人	144 人	145 人	171 人	587 人	610 人
(内留学生)	(85 人)	(93 人)	(98 人)	(123 人)	(399 人)	
国際交流学部	募集停止	57 人	70 人	86 人	213 人	190 人
(内留学生)		(49 人)	(59 人)	(73 人)	(181 人)	
計	127 人	201 人	215 人	257 人	800 人	800 人
(内留学生)	(85 人)	(142 人)	(157 人)	(196 人)	(580 人)	
別 科	39 人	93 人			132 人	短期留学生 15 人

- ・令和 5（2023）年度観光学部入学定員 190 名（国際交流学部入学定員 60 名振替）
- ・令和 5（2023）年度観光学部 3 年次編入学定員 15 名（入学者 13 名）
- ・令和 5（2023）年度国際交流学部 3 年次編入学生 5 名（入学者 10 名）

令和 4（2022）年度の学生募集では、入学者確保のため教職協働での全学的な取組として以下の募集広報活動を行ったが、入学定員管理厳格化の撤廃やこの数年来のコロナ禍の影響による厳しい状況など外部要因の影響が大きく響き、入学定員を充足することができなかった。

1. 高校生、日本語学校に在籍している外国人留学生を対象に教職員が接触、大学のカリキュラムや入試制度の説明を実施
2. オープンキャンパス、個別相談会（オンライン含む）を実施
3. オープンキャンパスの企画運営や情報発信などの広報活動に、学生が積極的に参加
4. 高校生、留学生を対象とした進学説明会・ガイダンスに参加、情報収集
5. 大学の資料請求者に対する個別アプローチ
6. 祝日授業日を活用した授業体験の実施
7. 高大連携
 - a. 高校への出前講義の実施
 - b. 教職員及び学生による高校・日本語学校訪問の実施
 - c. 関空ツアー
8. 大学案内及び多言語版ダイジェスト（中国語・英語・ベトナム語）の作成、今後韓国語版も作成予定
9. 海外提携校の拡充
10. 海外向けオンライン説明会への参加

11. 学生広報アンバサダーの運用
12. 広報誌「つーりずむ」の作成、配布
13. SNS を利用した大学情報の発信

令和 5（2023）年度は、新設された日本一戦略委員会の下に学生募集 WG を設け、日本人学生募集、留学生募集の 2 つのチームにおいて進捗管理を行い、入学定員の充足を目指した。その結果、令和 6（2023）年度新入学生については、入学定員を確保することができた。

なお、入試問題の作成は大学が自ら行っている。一般選抜の教科の入試問題は、大学が入試作問委員会を設置して、作問担当による初版作成、作問者以外の校閲者によるチェック、その後の修正を経て最終問題としている。外国人留学生選抜の日本語の小論文試験の問題や、面接試験での日本語読解の課題文は、入試委員会で起案し、大学協議会で承認している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度の学生募集では、観光学部新入学生の入学定員を充足することができた。しかし、その一方で、日本人学生の獲得については、入学定員に対する割合として目標としたラインには到達しなかった。

日本人学生の獲得目標の未達成については、18 歳人口の減少がその根本的な要因ではあるが、昨年から実施された入学定員管理の厳格化の撤廃が大きく影響していることは否めない。しかし、社会的な状況はコロナ禍前の生活にほぼ戻っており、観光に対する人々の関心は、今後再び高まっていくことが予想される。本学としては、観光自体の魅力と本学のカリキュラムを高校生に向けて強く地道にアピールしていくことにより、日本人学生の確保に繋げていきたいと考えている。

また、留学生募集については、コロナ禍前の生活に戻ったことや、日本語学校の在籍者数が回復しつつあることなどにより再び入学希望者が増加した結果、一定の成果を上げることができた。しかし、多くの大学や専門学校で留学生募集に力をシフトしている現状において、今後の見通しは決して明るいわけではない。今後も継続して募集活動の進捗状況管理を徹底し、入学を希望する留学生一人ひとりに対して丁寧なアプローチをしていきたいと考えている。なお、中国人留学生に関しては、コロナ前の状況には戻っていないため、海外直接出願者をさらに拡大させるよう、海外指定校からの出願者を増やすための体制作りを学生募集 WG の留学生募集チームで行っている。

入学者受入れの検証については、入学者に対するアンケートや入学後の出席率や GPA と入試区分との照合などによって、アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保できたか、カリキュラム・ポリシーとのミスマッチがないか等の検証作業を行い、令和 7（2025）年度入試の設計に活かす予定である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援の大方針は「10 の約束」「IV 多様な文化的背景をもつ学生の大学生活を応援します」である。

学生への学修支援は、教員と事務局が連携をとりながら行っている。

入試に合格した学生（日本人・留学生）に対し、大学で学ぶための基礎として入学前課題を課し、初年次教育への橋渡しとしている（日本人：論理的に読む・書くトレーニング、世界遺産、日本地理、留学生：日本語読解、日本語文法）。入学前課題は、令和 5（2023）年度入学生より、これまでの紙媒体からオンラインでの実施に変更している。また、入学前セミナーを実施し、入学前課題の内容について確認を行うようにしている。

入学前セミナーでは、大学での学びの楽しさを体験し、入学への前向きな態度を形成する目的で、合格者に対するフィールドワーク体験や特別講義などのプログラムを提供している。令和 4（2022）年度からは、これまでと内容を変更し、より入学後の学びが理解できるよう、「文化鑑賞創造実践」クラスの学生プレゼンテーションを組み込んだり、入学前から学生同士の関係構築が促進できるよう、グループワークを行ったりしている。

毎年度の始めに、3～4 日間のオリエンテーション期間が設けられ、新入学生と在学生向けのオリエンテーションが実施されている。『学生生活ガイドブック』を、新入生へは配付、在学生には WEB 上で公開し、修学上の注意点、大学での学びや履修の仕方、登録手続き等について、教員及び教務課職員による指導を行っている。

履修等の学修については、全体に向けた合同説明を行ったうえで、事務局内の教務課カウンターでの個別指導が行われる。在学生向けにも、学年別オリエンテーションを行っている。2・3 年次の編入学生には、新入学生と同じく十分な時間を充てて指導している。令和 4（2022）年度からは、編入学生も含む新入学生が大学生活をスムーズに開始し、大学に溶け込めるよう、オリエンテーション期間中に「新入生フレッシュマンキャンプ」のイベントを組み込んでいる。令和 5（2023）年度は、初年次ゼミ（基礎演習）のクラス単位で、アイスブレイク、モルック、学内ツアー、クラブ紹介、〇×クイズ大会を実施した。実施に際しては、上級生も参加してサポートを行っている。また、5 月末にはクラス単位で学外（大阪府少年自然の家）において「新入生キャンプ IN 貝塚」を実施し、親睦を図った。

「学生生活ガイドブック」には、本学の理念並びに社会的使命、教育目標（カリキュラム・ポリシー）が明記され、カリキュラム、履修登録の方法、卒業要件、各種資格取得要件、教員へのコンタクトアドレス、学年暦他、本学で学ぶにあたって必要な事柄全般について解説されている。

初年次ゼミ（基礎演習・調査研究 1）では、副担当者制度を取り入れており、事務職員が各クラスに 1 名ずつ配置されている。主に欠席の確認を行い、欠席している学生への電話連絡で状況を確認し、電話でつながらなかった学生にはメールで連絡し、欠席理由の確認に努めている。留学生のうち欠席がちな学生に対しては、留学生・国際交流担当の職員が随時自宅訪問を行い、修学継続の働きかけを行っている。

2 年次以降の学生は、調査研究 2・3 及びスタジオの担当教員が、履修指導・学生生活における相談を行っている。（キャリアセンターとの協働も含む）。

また令和 4（2022）年度から、成績不良者に対する「プロベーション」指導を実施し、次学期からの改善を目指す取組みを始めている。令和 4（2022）年度は、GPA が 1.0 未満の学生を対象としたが、令和 5（2023）年度からは、学期の修得単位数が 6 単位未満の学生を対象としている。

令和 5（2023）年度からは出席登録アプリを導入し、学生の出席状況を即時にポータルシステム CampusPlan に反映できるようになった。また、これにより出欠管理を学生本人もできるようになっている。

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

退学者対策について検討するに当たり、過去 5 年間の退学者情報を集計し、分析したところ、「学修意欲の低下」と「学業不振」が理由で退学する学生が多いことがわかった。その対策として、SA（Student Assistant）及びチューターの活用、演習担当教員による個人

面談、教員及び各部署の情報共有、学内イベントの充実等を行った。

SA (Student Assistant) は、令和 4 (2022) 年度からの新カリキュラムの「日本語表現基礎」で導入し、令和 5 (2023) 年度は、初年次ゼミ（基礎演習・調査研究 1）の 2 クラスに配置した。この 2 クラスは、令和 4 (2022) 年度の学生の状況を踏まえ、日本語能力が低い留学生への配慮として、日本語の苦手な学生を集めたクラスをつくり、中国語ができる教員、やさしい日本語について詳しい教員が担当することにより、学生の支援を行う工夫を行ったものである。また、日本語能力の低い留学生をサポートするため、希望者にチューターを配置して授業時間外において学習支援を行った。

令和 5 (2023) 年度は、退学者対策として、1、2 年生のゼミ担当教員が各学期に一度ずつ個人面談を行い、学生の状況把握に努めた。そこから浮かび上がった課題の一つとして、スクールバス乗車マナーに関する問題に学生がストレスや危険を感じていることがわかったため、三角コーンの設置等、整列乗車を徹底させる取り組みを行った。

令和 3 (2021) 年度から「バディ・プログラム」を発足させている。このプログラムでは、留学生の日本語能力の向上を目指すとともに、学生同士の交流を促すこと、異文化への理解を深めることを目的に、日本語バディ、留学生バディによる助け合い、交流、日本語支援が行われている。

また、学内の活性化を目的として、令和 5 (2023) 年度はバディ・プログラムのメンバーが中心となり、国際交流イベントを計 5 回実施した（韓国 week、日本 festival、スポーツ大会、ベトナム festival、中国 festival）。期間中のスペシャルデーには、外部協力も得て、民族衣装の試着、各国料理の販売なども行った。スポーツ大会では、昼休みに 2 回卓球大会を実施した。

障がいのある学生への配慮として、修学支援委員会、学生相談室のカウンセラーが入学前に面談を行い、必要な支援の内容を確認している。具体的な支援・配慮の内容は、修学支援委員会で個別に協議し、教員に周知している。

令和元 (2019) 年に『ガイドライン』障がい学生に対する修学支援の基本路線とその内容について」（教職員向け指針/ガイドライン）を作成し教職員に共有しているが、「改正障害者差別解消法」が 2024 年 4 月から施行されるのにもとない、令和 5 (2023) 年度にはガイドラインの改定作業を行った。

オフィスアワー制度を全学的に実施し、各教員のオフィスアワーについては、ポータルサイトに掲載している。

中途退学、休学及び留年への対応策として、初年次ゼミには、2-2-①にも記載の通り、事務職員が副担当者として参加し、欠席者に随時連絡を取る体制をとっている。副担当者からの情報はデータベース化され、初年次ゼミの担当教員や副担当者をはじめ、事務局に共有されている。留学生のうち欠席がちな学生には、留学生・国際交流担当の職員が自宅訪問を行うなど、修学継続の働きかけを行っている。

退学時の所見は担当教員が記入し、学生課に提出された後、学生委員会で共有されている。

令和 5 (2023) 年度の退学・除籍者については、令和 4 (2022) 年度と比較してほとんど差はなく、未だ少ないとは言えない状況である。学長は退学者・除籍者の対策を、本年度に引き続き次年度も重要課題と位置づけており、さらなる対応策を学生委員会、日本一戦略委員会、大学協議会で検討し順次実施していく。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生への修学支援については、引き続き教員と事務局とが連携を取りながら行っていく。退学・除籍者数を減少させるため、学内のゼミ担当教員、副担当者、必修科目担当教員（語学等）、各部署の情報共有を早い段階から進め、個人面談等で得られた学生からのサインを見落とすことなく、各々が一歩進んだ対応を行うこととする。

令和 5 (2023) 年度から行っている学内の国際交流イベントを継続して行い、さらに近

隣住民の参加も促しながら内容の充実に努め、学生が大学生活を楽しめる雰囲気作りをしていく。

除籍者対策としては、適切な学費分納計画を作成し、財務担当者と連絡を密にして、ゼミ担当教員からも早い時期に働きかけを行うこととする。

日本語の苦手な留学生への支援については、令和 5（2023）年度の初年次クラスの編成を継続し、必要なクラスに SA の配置を行う。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程にはインターンシップを含むキャリア教育科目が配置されている。教育課程外では、学生課キャリアセンターを中心にキャリア教育・就職活動支援のための体制が整備されている。

インターンシップは、一般企業の他に、和歌山経営者協会、大学コンソーシアム大阪、大阪外国人雇用サービスセンターなどと連携し、学生に対してインターンシップを推奨している。令和 5（2023）年度は、一般企業 12 社（観光企業 8 社、接客を伴う企業 4 社）、連携 4 団体（社）にインターンシップ学生を受け入れていただいた。

令和 5（2023）年度は、就職及びキャリア形成に役立つセミナーを、全学年の学生を対象に「就職ゼミ」という名称に変更し、年間を通じて実施している。

表 2-3-1 「就職ゼミ」の概要

日程	スタジオ（ゼミ）が配置されている火曜日に、該当年次の時限に合わせて設定
目的	低年次生：早期からのキャリア形成構築支援 高年次生：キャリアデザイン、ヴィジョン構築から自己実現に向けての支援
効果	幅広い選択肢の提供の中から主体的な進路選択を促す。

■就職支援体制

令和 3（2021）年度、付属機関としての位置づけであったキャリアセンターは、令和 4（2022）年度より学生課の就職支援担当と位置づけが変更され、学生に寄り添う支援体制をさらに整備した。教職協働で学生ひとり一人に対する支援と助言体制をとり、一元的にキャリア教育と就職支援を担当している。主な取組みとして以下が挙げられる。

- 1 1 年生～4 年生全員が登録する観光大キャリアナビ（キャリタス UC）の活用。希望進路の把握、相談記録、活動状況、進路把握及び情報発信ツールの利用。
- 2 グーグルクラスルームの有効活用。各種情報（インターンシップ情報、セミナー情報、求人情報など）の発信。
- 3 4 年生においては、スタジオ担当教員と連携して学生の個別面談を実施し、進路決定までのキャリアカウンセリングを行い、進路支援を実施。

また、外部組織である地元のハローワーク泉佐野の協力を得て、定期的な相談会・登録会を学内で開催し、情報提供・支援につなげている。

さらに、本学の特色の一つともなっている多くの在籍外国人留学生に対しては、大阪外

国人雇用サービスセンターの協力を得て、インターンシップ、求人对策、面接、在留資格関連の指導等、キャリアセンターとともに、学内外で支援強化を実施している。在留資格の多様化を受け、特定技能 12 分野の情報提供・指導も行った。

その他、キャリアセンター主催のイベントとして、以下を行っている。

(ア) 学内合同企業説明会「就職 EXPO」の開催

大学内のホールにおいて、毎年 6～7 月と 1 月の年 2 回開催実施する企業説明会に多くの観光系企業をお招きし、学生への説明と面談の機会を提供している。

併せて、キャリアセンター職員が企業側のニーズをヒアリングする機会としている。

- ・ 令和 5 (2023) 年 6 月 参加企業 21 社 参加学生 約 190 名
- ・ 令和 6 (2024) 年 1 月 参加企業 26 社 参加学生 84 名

(イ) 学内での企業説明会の実施

令和 5 (2023) 年 5 月～同年 11 月にかけて 9 社を招聘し、学内にて企業説明会を実施した。

(ウ) ハローワークとの業務提携を視野に向けた取組み

留学生の就職率の向上のため、ハローワーク（大阪外国人雇用センター）との提携に向けて、令和 3 (2021) 年 5 月より活動中である。

(エ) その他、令和 5 (2023) 年度の取組み

- ・ 近畿運輸局、日本旅館協会関西支部との共催により、人材不足が顕著な旅館業に限定した就職セミナー及び各旅館の就職説明会を実施した。
- ・ 福井県観光連盟との共催で、芦原温泉の旅館の女将・若旦那から宿泊業の仕事についてのセミナーを授業内で開催した。
- ・ ハローワーク泉佐野との連携により、定期的な出張相談会を実施した。
- ・ ハローワークの求人情報から、企業のニーズにあった人材を選びマッチングした。
- ・ キャリアセンター職員が、観光業界を中心とした訪問活動（セールス活動）を行った。
- ・ 商工会議所や就職情報会社が企画する名刺交換会へ、担当職員が参加した。
- ・ 学生の企業エントリー、ES の提出、説明会の参加などの包括的な情報を取得した。
- ・ 大学コンソーシアムからの就職、インターンシップ、説明会の情報提供を行った。
- ・ 観光学生コンソーシアムからの就職、インターンシップ、説明会の情報提供を行った。
- ・ くまとりにぎわい観光協会でのインターンシップを企画・実施した。
- ・ 前期授業にインターンシップ先など本学と関係のある企業を誘致し、実際に近畿運輸局、日本旅館協会関西支部、福井県観光連盟（芦原温泉、べにや、グランディア芳泉）日本旅行 4 社に学生に向けて、観光業・サービス業の最新の状況について話してもらい、学生にとっての理解につなげた。
- ・ 観光大就職ナビにインターンシップ先など本学と関係のある企業を誘致し、実際に森トラスト・ホテルズ&リゾーツ、和歌山県商工観光労働部、近畿運輸局（就職 EXPO 含む）3 社に学生に向けて、観光業・サービス業の最新の状況について話してもらい、学生にとっての理解につなげた。
- ・ 今後の留学生就職対策の一環として、特定技能対策講座を開催し、実際に合格者が生まれ、就職へとつなげた（空港グランドハンドリング 1 名）。また、在留資格の基本知識と最新情報を全教職員が知識として持ち、学生指導にスキルとして利用できるよう、SD・FD 研修として在留資格に関する勉強会を実施し、本学留学生

の内定率向上に務めた。

- ・ 資格対策講座として、国内旅行業務取扱管理者試験対策を実施した。この講座から、国内旅行業務取扱管理者で2名の合格者を出した。

■卒業後の進路

令和5（2023）年度においては、新型コロナ禍収束からの旅行需要回復を見据え、ホテルを中心に観光業界からの求人が戻り、観光業界への内定率が大きく伸びた。しかしながら、特に旅行業界やツアーガイドなどインバウンド需要に関係する職種を希望する学生には厳しい状況が続く、他業界にシフトする学生も多くいた。その背景がある中、本学の特色であるホスピタリティ力等を幅広く活かした就職活動を、キャリアセンターがフォローした結果、日本人就職率 92.5%、留学生 84.4%、全体就職率 86.9%を達成（4月1日現在）することができた。

（3）2-3の改善・向上方策（将来計画）

観光業の最先端で活躍する企業人の協力を得て、社会人向けのリカレントプログラムを、令和3（2021）年度に2つ、令和4（2022）年度に1つ実施している。なお、令和5（2023）年度については、残念ながら実施できなかったものの、令和6（2024）年度には、再び実施する予定である。このプログラムは、講師となった企業人と対話し、産業界のニーズを把握する場ともなっている。こうした産業界とのネットワークを今後も維持する。

令和6（2024）年度以降に観光学部で開講する科目については、令和5（2023）年度に引き続き、科目の性格や内容に応じて、観光業の最先端で活躍する企業人を非常勤の実務家教員として招聘していく。

例年、3年次生より本格的に就職ガイダンスを実施しており、令和5（2023）年度は、前期8回（自己分析／業界・職種研究／インターンシップ等）、後期10回（SPI対策／面接対策／業界別ガイダンス／企業セミナー）、合わせて計18回実施した。今後は、低年次生への就職支援や、本学の特性上、留学生に特化したガイダンスの拡充を図っていく。また起業セミナーやOB・OGによる進路相談会等、ステークホルダーによる支援も含め、多様化・複線化する学生のキャリアに対応できるガイダンスも検討していきたい。

キャリアセンターでも求人ニーズの把握に努め、教務課や教員と情報を共有することにより、カリキュラムの充実・改善に貢献していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

（2）2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

■組織の設置

本学では、専任教員から選ばれた委員と学生課長で構成する学生委員会を設置し「大阪観光大学学生委員会規程」に基づいて運営している。同委員会は事務局学生課と連携しながら、学生生活指導、学校行事、自治組織である学友会活動、クラブ・同好会活動などの課外活動への支援を行っている。

具体的な支援業務として、学生生活に関する業務（生活相談・指導・助言）、厚生補導運営（健康管理、奨学金等）、外国人留学生の在留管理（在留期間の更新、資格外活動許可申請、在留資格変更、在留資格認定証明書の取得）、その他学生生活全般にわたる業務が含まれる。

海外から直接出願して入学する新規入国学生に対しては、入国後は個別に、在留カードの住所登録、銀行口座の開設、携帯電話の契約等、日本での生活に必要な手続きの支援を行っている。

■学生への経済的支援

令和5（2023）年度の事業計画において、「学生支援に関する取組」として掲げた7項目の最初に「経済的諸困難を抱える学生、働きながら学ぶ学生、日本語を母語としない学生の学修と生活を支援する」を掲げている。

経済的な支援に関しては、入学前に奨学金の案内文の送付、「学生生活ガイドブック」への記載、年度当初に行う奨学金説明会を通して学生へ周知している。

学外の奨学金制度は、日本人学生を対象とする日本学生支援機構奨学金、交通遺児育英会、あしなが育英会奨学金などを取り扱っているほか、外国人留学生を対象とする留学生受入れ促進プログラム（旧：文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度）、ロータリー米山奨学会奨学金、平和中島財団奨学金、大遊協国際交流・援助・研究協会奨学生、朝鮮奨学会奨学金を取り扱っている。

大学独自の奨学金制度は、入学試験の学業成績が優秀な学生を選抜し、さらにその学生の2年終了時の成績により継続の可否が決定されるため、学生の学習意欲の維持・向上に大きく役立っていると言える。

なお、学費（授業料）の一括納入が困難な学生については、本人からの申請と所定の事務手続きを経ることにより、分割納入や延納も認めている。

令和5（2023）年度入学生より、パソコンの必携化を実施することとなった。それに伴い、大学がパソコン代金の6割（約45,000円）の補助を行い、学生が4割の負担（3万円）でパソコンを購入できる支援を行い、150名の学生が購入した。

また、困窮学生を対象に、定期的に朝食支援や昼食支援も行った。イスラム教及びヒンドゥー教の外国人留学生には、ハラル食品に変更するなどの配慮を行った。

■学生の課外活動への支援

令和5（2023）年度の事業計画において、「学生支援に関する取組」として掲げた7項目のうち、⑥として「課外活動の支援として、特に吹奏楽部について、地域との連携など、今後の方向性を検討していく」を挙げた。しかし、この吹奏楽部の活動の方向性については、令和5（2023）年度中に結論にまで至らなかったため、今後も継続して検討していくことになった。

学生と教職員との間の意思疎通をより円滑なものにするために、必要に応じて「教職員・学生協議会」を開催し、教員・事務局・学友会（学生自治組織）との間で、学生生活に関する様々な協議を行っている。

また、クラブ・同好会活動など、学生の課外活動に対する支援についても、学生課は助言と指導を行っている。学友会は学校行事として、学友会総会、大学祭、卒業記念パーティ、卒業アルバムの制作などを主催している。なお、クラブ・同好会は、各顧問の指導の下に活動を行っているが、毎年役員選出、継続届・会員名簿・年間活動予定書・活動報告書・補助金要望書などの必要書類の提出が求められる。継続的なクラブ・同好会への参加者確保のため、4月の新入生フレッシュマンキャンプの際に、クラブ紹介を行っている。

強化クラブとして平成24（2012）年4月に創設した硬式野球部は、令和5（2023）年現在、近畿学生野球連盟のI部リーグに所属している。令和4（2022）年度には、創設以来初めて、日本野球機構（NPB）のドラフト会議において1名が広島東洋カープに指名されて入団したほか、独立リーグに3名入団、クラブチームに1名入団という輝かしい結果を納めた。令和5（2023）年度には、独立リーグに1名入団し、また、令和4（2022）年度に独立リーグに入団した1名が、令和5（2023）年度に中日ドラゴンズに入団した。

■学生の心身に関する支援

令和5（2023）年度の事業計画において、「学生支援に関する取組」として掲げた7項目のうち、②で「様々な問題を抱える学生を支援し、退学・除籍者の削減に努める。」、④で「障害等さまざまな課題を持つ学生について、小規模大学の特性を生かし、教職協働に加えて専門家も加わり支援を強化する。」と書いた。

障がいを抱える学生については、2019年に教職員向けのガイドラインを作成し、それを基準とした対応を行ってきたが、「改正障害者差別解消法」が2024年4月から施行されるのに伴い、令和5（2023）年度にはガイドラインの改定作業を行った。

学生に対する健康管理、及び心的支援については、学生課が「学生相談室」及び「保健室」と連携しながら、日常の身体的・心理的問題に対応している。

本学に設置されている「学生相談室」は、学生の心理に起因する様々な問題や修学支援の相談に対して専門の相談員が対応を行っている。「学生相談室」は、週2回、火曜日と水曜日の10時から17時まで開設され、様々な悩みを抱えた学生からの相談に応じている。また、開室時間以外については、学生課職員が対応している。

「保健室」には看護師1名を配置し、平日10時30分から16時まで開室している。

（3）2-4の改善・向上方策（将来計画）

家庭の経済的な事情によって就学困難となる学生が年々増加する傾向にある中、国の修学支援制度が拡充されていることを受け、本学では令和6（2024）年度入学者から授業料と教育充実費の配分を変更し、より修学上の負担が少なくなるようにしている。

令和4（2022）年度に取組んだパソコン購入支援、食糧支援、朝食・昼食支援は令和5（2023）年度も実施しており、今後も継続する。このほか、経済的施策について改善策等の検討を全学的に行っていく。

また、学生の心理的な要因から発生する問題が多様化する傾向にあり、それと同時に心的支援を必要とする学生数もまた増加しているため、現在週2回開設の「学生相談室」を質・量ともにより一層充実させることを検討していく。

また、平成29（2017）年度には、障害者差別解消法の施行に伴う学生支援の一環として、学内に「修学支援委員会」を設置した。現在、この委員会が中心となり、さまざまな問題を抱える学生に対する入学前からの対応について、検討を進めている。これは、障害を抱える学生本人及び保護者からの申し出を受けて、入学から卒業までの学修及び学生生活に関する支援の必要性和内容を大学が検討・判断し、当該学生に対して全学的な支援を行うための基盤となるものである。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

（2）2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

■校地・校舎

校地は大学全体で約45,400㎡（日根野グラウンドを含む）、校舎は約16,500㎡の規模を有し、いずれも大学設置基準を満たす。

表 2-5-1：校地の用途区分内訳

用途区分	敷地面積 (㎡)	備 考
校舎敷地	10,201 ㎡	
体育館	704 ㎡	
グラウンド	6,984 ㎡	
テニスコート	1,654 ㎡	2 面
日根野グラウンド	11,511 ㎡	本学より約 1.2 倍
ゴルフ練習場	459 ㎡	
その他	13,906 ㎡	
計	45,419 ㎡	
設置基準上の面積	8,000 ㎡	

■施設・設備

表 2-5-2 施設・設備の一覧

建物区分	建物延面積	主要施設 ※数字は複数ある場合の室数
1 号館 1F～10F	3,346 ㎡	10F 展望室 5F～10F 研究室 10 4F セミナー室 2、教材作成室、ホール音響調整室、トイレ 3F ホール（大講義室）、ロビー、非常勤講師控室、トイレ 2F 理事長室、学長室、理事室、応接室、会議室 2、法人事務室、保管庫、トイレ 1F 事務室（管理課・入試広報課、応接室 2）、サーバー室、トイレ
2 号館 （図書館） 1F～4F	1,884 ㎡	4F 開架書庫、閲覧室、女子トイレ 3F スタディールーム、開架書庫、閲覧室、トイレ 2F 集密書庫、学友会室、倉庫、クラブルーム 7 1F 校務員室、図書館事務室、館長室、ラーニングコモンズ、閲覧室、AV コーナー、トイレ
3 号館 1F～4F	2,377 ㎡	3F パソコン教室 2、準備室、録音室、茶室、講義室 2 2F 国際交流サロン、講義室 4、トイレ 1F 視聴覚教室、学生相談室、保健室、講義室 3（別科）、トイレ、中庭
4 号館 B1～3F	1,892 ㎡	3F 視聴覚教室、予備室、パソコン教室、演習室、トイレ 2F 中講義室 2、講義室、女子トイレ

大阪観光大学

		1F 自習室（パソコン設置）、パソコン教室、演習室、観光実習室、トイレ BF ダンススタジオ、ラウンジ、倉庫、女子トイレ
5号館 B1～7F	5,254 m ²	7F 研究室 5 6F 研究室 12、共同研究室 2 5F 観光学研究教育センター、研究室 13 4F 演習室 3、教材作成室、小会議室 2、大会議室、観光学研究教育センター資料室 3F 講義室 7 2F 大講義室、講義室 2、トイレ 1F ホール、証明書発行・コピーコーナー、トイレ、事務室（教務課・学生課・キャリアセンター・別科）、就職情報コーナー、応接室 2 BF 学生食堂、厨房、厨房休憩室、倉庫、機械室、トイレ
6号館 （体育館） B1～2F	1,229 m ²	2F トレーニングコーナー、イスラム教徒礼拝室、観覧席 中 2F 女子更衣室、女子シャワー室、男子更衣室、男子シャワー室、 1F 玄関ホール、アリーナ、倉庫、ステージ、控室 BF クラブルーム 4、倉庫
コリドール 棟	485 m ²	
守衛室・ ポンプ室	26 m ²	
計	16,493 m ²	設置基準上の面積（4,958 m ² ）

（ア）体育館

6号館（体育館）は、約 1,200 m²の 1 階をアリーナに、2 階にトレーニングコーナーを主とした観覧席を設け、その間の中 2 階に男女別の更衣室とシャワー室を設置し、授業やクラブ活動に活用している。また、イスラム教徒礼拝室も備え、ムスリム留学生が祈祷の際に使用している。

（イ）ホール・ダンススタジオ

1号館 3 階ホールは、386 m²の広さで、大学祭など大学の行事に多目的に使用される 400 人収容の施設である。中央に舞台、舞台そでにピアノがあり、講演や音楽演奏、吹奏楽部の練習場などにも活用されている。

4号館地下 1 階ダンススタジオは、平成 28（2016）年 8 月に開設し、授業及びダンス部の練習場として使用している。

(ウ) 学生相談室・保健室

学生相談室を3号館1階に設置している。専門のカウンセラー2人を配置し、学生課や保健室と連携を図って学生の相談に対応している。

保健室は学生相談室の隣にある。看護師を1人配置し、急な傷病や疾病の対応に当たっている。

(エ) 茶室

日本的作法を修得できる部屋として設置している。また、茶道部が活動に利用している。

(オ) 自習室

4号館1階の414教室を自習室として設置している。自習用のパソコンを4台設置しており、授業の予習・復習、試験のレポートや卒論などの作成に活用されている。

(カ) 厚生施設

厚生施設としては、5号館地下1階に学生食堂が配置されており、その座席数は250席である。

学生食堂は、授業期間中に外部業者によって11時から14時まで運営されている。学内には飲料と軽食の自動販売機も設置されており、これらは食堂の営業時間以外にも利用可能である。

また、学生のクラブ室が6号館（体育館）の下に4室、2号館（図書館）2階に7室あり、学生の課外活動用に供している。

学生たちが、大学祭等学内行事の実施に向けた企画立案や会合に利用する学友会室は、2号館2階に設置している。

校地内は緑化が進められており、校地内を周遊できる遊歩道も整備している。

なお、グラウンド横に喫煙室を設けており、他の場所は、禁煙となっている。

(キ) 運動場

本学の運動場は、校地東側に芝のフリースペースとしてあり、休み時間やクラブ活動等に幅広く利用されている。また、地域住民の方への開放もしている。

テニスコートも2面あり、学生はもちろん、教職員も利用している。

さらに、本学から約1.2キロ離れた場所に、第2グラウンドとして日根野グラウンドを有し、硬式野球部が主に活用している。

(ク) 学内ネットワーク

学内ネットワークは、老朽化や設計の不備により接続速度が遅くトラブルが頻発していたが、令和4（2022）年12月の理事会で新たなネットワークへの更新が承認され、約5,000万円の費用をかけ、令和5年3月末までに更新が行われた。それにより学内ネットワークをギガスクールレベルに再構築し、以前のようなトラブルもなく快適に稼働している。学内Wi-Fiも強化し、ネットワーク環境は大きく改善されている。

(ケ) AEDの設置

正門の守衛室、5号館1階入口ホール、日根野グラウンドに、各1台ずつ設置している。

(コ) その他（アメニティ等）

本学では、学生が伸び伸びと学修を進めることができ、また、教員が学生への教育や自己の研究を円滑に行うことができる環境づくりに努めており、施設・設備の維持、管理を徹底している。

スクールバスの運行は、主要駅からの学生の通学の利便性を図るため、授業時間に合わ

せて運行しているが、その他に、マイクロバスを1台所有し、学生活動の必要な時に運行している。

また、学内においては、各所に屋外テーブル・イス等を設置し、学生同士の交流を図る憩いの場の提供を行っている。

本学では、国籍・文化・宗教などの多様化に対応するため、ムスリム留学生が宗教上の理由で祈りをささげる『礼拝室』を6号館2階に設置している。

新型コロナウイルス感染症予防のため、検温器(3台)による検温や、学生玄関や各階のエレベーター付近に次亜塩素酸水の消毒液を設置、換気対策として学生食堂や大教室に空気清浄機(エアドック)8台を設置している。また、後援会より全学生にスプレーボトルの配布を行い、各学生が必要に応じて次亜塩素酸水の補充を行っている。

■施設設備管理

大学施設設備の維持管理等については、清掃、警備等を含めほとんどを外部の専門業者に委託し、適切に管理・運営を行っている。また、建物、電気設備、空調設備、給排水設備、消防設備などについては、法令に基づいた検査・点検はもちろんのこと、その他定期的な検査・点検を実施し、不良箇所については随時補修整備を行うことにより、適切に維持・管理している。

本学の校舎は、大きく分けて2つの時期に建設されている。

第1期は昭和60(1985)年、第2期は平成12(2000)年である。その建物はすべて鉄骨・鉄筋コンクリート製の構造で、しかもその建物のすべては昭和56(1981)年の建築基準法施行令大改正後の新耐震基準設計基準後のもので、耐震性には問題はない。

エレベーターは、1号館(10階建)に1基、2号館(図書館、4階建)に1基、5号館(地下1階、地上7階建)に2基設置されている。1号館のものは、建設時の昭和60(1985)年のもので、2週間に1度の点検、2号館(図書館)及び5号館のものは、平成12(2000)年に設置されたもので、2ヶ月に1回の点検と監視装置による安全確保がなされている。

水道は、熊取町からの水道管から本学の受水槽、高架水槽を通した配水方式となっており、受水槽や高架水槽の清掃や水質検査を毎年1回実施し、飲料水としての品質を保っている。

警備は、8:00から21:00までが守衛や巡回警備を行う有人警備で、外来者のチェック、スクールバス出入構時の誘導、自動車出入構チェック、駐車場管理、駐輪場管理、建物内外の目視点検、建物及び教室の施錠等を行っている。21:00から翌日8:00までは、警備会社による機械警備をすべての建物について行っている。また、本学で唯一の出入口である校舎北側の正門に向けて防犯用の監視カメラを設置し、24時間稼働している。

また、1号館から4号館及び6号館の外壁は、レンガ壁落下防止のため、平成28(2016)年から平成29(2017)年にかけて修復工事を行った。併せて、屋上については防水防止工事を行った。

清掃、消毒等も毎日実施し、清潔さの確保を行っている。コロナ禍以降、次亜塩素酸水をタンクに常備し、誰もがマイボトルで持ち運び、消毒できるようにしている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(ア) 図書館

教育研究の中核施設である図書館は、地上4階建の建物(クラブ室部分を除く)で、閲覧室、書庫等を含め1,750㎡の広さがある。

蔵書は96,228冊(和書78,256冊、洋書17,972冊)、雑誌は和雑誌46タイトル、新聞は国内9紙、海外2紙、視聴覚資料は4,092点を有しており、全蔵書はデータベース化されOPACによる検索が可能である。書誌データは、国立情報学研究所NACSIS-CATと連携している。

また、オンラインで文献調査、貸出図書の延長、資料の予約、貸出状況の確認ができるようにし、来館できない学生にも対応できるようにしている。

データベースは、日経テレコン及び朝日新聞記事データベース「朝日新聞クロスサーチ」の2種を有し、学生がレポートや卒業論文の作成、及び就職活動での情報収集に利用している。

閲覧室は652㎡・94席で、検索用のコンピュータを6台設置している。ラーニングコモンズのスペースは50㎡・10席で、プロジェクターや検索用コンピュータ3台、可動式の机・椅子・ホワイトボードを設置している。また、視聴覚資料を見るためのDVDプレーヤーは5台、他に閲覧用デスクを設置している。図書の閲覧は、基本的には開架方式をとっているが、蔵書スペースの関係から23,000冊程度は閉架書庫に配し、学生や教職員の要望に応じて担当者を取り出すこととなっている。

本学に所蔵していない資料については、他大学との現物貸借や文献複写の相互協力サービスであるILLを利用している。令和5(2023)年度における他機関との現物貸借のうち、本学から学外へは2冊、学外から本学へは8冊あり、文献複写については、学外への依頼は43件、本学への依頼は15件であった。

他大学の学生・教職員に対しては、所属機関の図書館の紹介状があれば入館利用を認めている。図書館の開館日数は、令和5(2023)年度は223日間(蔵書点検や大学閉門日を除く)、開館時間は9:00~18:00を原則とした。

図書館利用は、教育研究のバロメーターともいえるものであり、学内利用者数の増加を図るため、初年次教育の一環として「図書館に何があるか、どんな情報がとれるか、どう利用するか」を教える「図書館ツアー」を、1年生担当教員と協力して、1年次全学生を対象に、図書館が実施している。令和5(2023)年度の学生や教職員の利用は、年間21,607人、1日当たり約97人であった。また、本学図書館は、卒業生を含む学外の方々にも開放しており、サービスを提供している。

表 2-5-3 本学図書館の年間利用者数の推移

年 度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
利用者数	33,584 人	9,043 人	9,537 人	19,096 人	21,607 人

平成25(2013)年度より、地域交流・地域貢献を推進する一環として、本学図書館と本学所在地にある町立熊取図書館との間で、図書の相互貸借を中心として連携協力を開始した。町立熊取図書館の利用カードの発行を学内でできる機会を年2回設け、町立熊取図書館の利用も促している。

また、一般開放による地域住民の利用を無料にした。

学生サポーター制度も定着し、館内展示、掲示のアイデアも学生から出され、選書ツアーも実施している。

(イ) 情報サービス設備

本学は、情報処理教育用施設としてパソコン教室を設置しており、情報処理演習の授業や学生の学修支援に幅広く活用されている。さらに、学内はWi-Fi環境が整っており、学生が気軽に利用できるようになっている。

令和5(2023)年度入学生からパソコンを必携としたため、学内2ヶ所(図書館1階、5号館1階)にパソコン充電器収納ロッカーキャビネットを設置し、学生が自由に利用できるようにしている。

表 2-5-4 学内のパソコン設置状況

棟	2号館	3号館			4号館			5号館	合計
教室	図書館	国際交流 サロン	331 教室	333 教室	413 教室	414 教室	432 教室	キャリア センター	
台数	8	10	40	40	40	40	40	5	223

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学のバリアフリーについては、平成12（2000）年に建設された5号館はバリアフリー対策がすべて整備されている。一方、それ以外の建物については、建設が昭和60（1985）年ということもあり「バリアフリー」という概念もなかったため、そのような対応も為されてはいなかった。しかし、その後の関係法令の制定などに合わせる形で、これらの校舎についてもバリアフリー対策の実施を進め、現在、改良はほぼ完了している（1号館1F玄関、3号館1F入口、同保健室入口、メモリアルプラザ付近、以上各所にスロープを設置）。なお、開学時より現在まで、本学には重度の障がいを持った学生は入学していない。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

演習科目については、1クラスを15～18名程度とし、必修科目の一部で再履修クラスを設けている。

語学科目については、入学前に行うプレースメントテストの結果により、習熟度別クラスを編成している。

また一部の科目については、授業内容や教室定員により履修者数の調整を行っている。その場合は、追加クラスの開講やオンライン授業の設定などを行うことにより、学生の履修希望に対応している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

現状、必要な施設は十分に整備され、維持管理も適切に行っているが、今後も教育環境を良好に維持するため、大学と各種管理会社との連携を密にして、安全かつ快適な環境を継続させる。

今後も学生のニーズを把握し、学生のアメニティ環境の充実を図っていく。また、学生が出来るだけ快適に過ごせるような努力をし、魅力あるキャンパス作りを推進する。

図書館利用については、前述の通り、図書館利用の活性化等を実行し、その利用者数を増加させ教育研究の向上に努める。今後も学生サポーターのアイデアによる館内展示、掲示、選書を進める。

2-6. 学生の意見・要望への対応**2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用****2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用****2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用****(1) 2-6の自己判定**

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

本学 FD 委員会では、前後期それぞれに学生に対して「授業改善アンケート」及び「授業評価アンケート」を実施し、学修状況の把握及び学修支援に関する学生の意見・要望の収集を行っている。これらのアンケートは、各学期開講の講義科目（オムニバス形式のものを除く）及び外国語科目を対象として実施しており、学生の回答は本学ポータルシステム CampusPlan を通して収集・記録される。

各アンケートの内容は次の通りである。

- ・授業改善アンケート・自由記述式（毎学期第 8 週）

学生は対象となる履修科目それぞれについて、授業の内容・難易度・進め方等に関する要望を自由に記述する。また、教員が特に学生から意見を求めたい事柄については、自由に質問を設定できる欄を設けている。

- ・授業評価アンケート・4 段階評価式（毎学期第 14 週）授業評価アンケートのサイト

学生は対象となる履修科目それぞれについて、教員の授業運営の仕方や学生自身の授業への取り組み方、及び授業内容への興味に関する質問項目を 4 段階で評価する。また、学修目標の達成度や授業の推奨度を 11 段階で評価する。学修状況や学修支援へのニーズを詳細に把握するため、達成度の自己評価の理由やこの授業で学んだ内容については自由記述での回答が求められている。

いずれのアンケートも、回答期間終了後 1 週間を目途に学生の識別情報が除外された回答データが担当教員に開示され、教員は学生の意見・要望に対して授業内で回答し（授業改善アンケートのみ）、今後の授業内容や運営方法の改善に活用することが求められている。全回答データについては FD 委員会で分析・検討され、学生の学修状況について教授会及び大学協議会にて報告された後、全学的に共有される。

FD 委員会において学修に困難があり支援が必要と考えられるケースが把握された場合には、修学支援委員会にその内容と状況が報告され、学生相談室と連携の上、ケースに応じた情報共有やサポートが講じられる。

■出席状況の調査

両学部とも必修科目（講義・演習）を対象に、毎学期第 5 週目と第 15 週目に、全受講生の出席状況を点検している。その結果は直ちにゼミ（スタジオ）担当教員に報告され、出席状況が芳しくない学生については、状況に応じて個別に指導をする体制をとっている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

ゼミ担当教員が適宜個別面談を行い、学生の様々な悩みや心配事を聴き、学業面や学生生活面の助言や指導を行っている。

心身に関する健康面の相談は、保健室及び学生相談室で対応している。

学修支援では、教職員で構成されている「修学支援委員会」が策定した「障がい学生に対する学修支援の基本路線とその内容について」のガイドラインに沿って対応している。

学生の経済的支援は、スタジオ教員が授業料等の納付状況等で把握し、可能な支援策を助言している。

令和 2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済的な支援が必要な学生が多くみられたため、学生課が相談窓口になり、国等の支援策である「『学びの継続』のための学生支援緊急給付金」「食の支援」などの活用促進に努めた。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学が行う学生支援に関しては、学内に「意見箱」を設置することにより、学生からの意見・要望等が直接集約できるような体制を取っている。

また、ゼミ担当教員が学生からの様々な意見をくみ取り、それらを担当部署に連絡するなどして、学生支援に反映できるようにしている。学生からの要望に関しては、実現可能

なものについてはすぐに取り組みを行い、また実現困難もしくは検討が必要な要望については、掲示などにより大学側の意向・回答を伝えるように努めている。この具体的事例として、喫煙場所の設置は、学生から寄せられた意見・要望に対する対応から発展して、それが全学を挙げた取り組みとなった結果実現したものである。

その他、学生からの意見を具現化したものとして、学内でのクレープ・弁当・おにぎりの販売、サンドウィッチなどパンの自動販売機導入、キッチンカーのキャンパス内出店、学生用トイレの洋式化・ウォシュレット整備などがあげられる。

キッチンカーのキャンパス内出店については、これまでも定期的実施していたが、令和 4（2022）年度以降、設定日時を増やし、広く学生のニーズに合った食の提供を行っている。

トイレ設備については、令和 3（2021）年度には、1 号館は 4 階を除き洋式化が完了し、令和 4（2022）年 4 月には、1 号館から 5 号館までの半分のトイレに非接触型サニタリーボックスや除菌キットが設置された。また「生理の貧困」に対応する形で、事務局でサニタリー用品を提供している。

また、令和 3（2021）年度にパソコンの購入についての調査を実施し、保有者が 5 割であることを確認し、令和 4（2022）年度以降のパソコンの購入補助制度とネットワークの整備・改善に反映した。

令和 4（2022）年度には、保護者を通した要望により、空気清浄機や検温器、消毒薬の設置を行った。

授業の受講環境や使用機材に関する意見・要望は、「授業改善アンケート」「授業評価アンケート」において収集されている。回答内容は担当教員にフィードバックされ、例えば、照明・空調・換気や使用機材の調整についてなどの対応可能な要望については、すみやかに担当部署に報告が上げられ、授業環境の改善へと結びつくようにしている。また、アンケートの回答は FD 委員会にて分析・検討され、教授会・大学協議会への報告を経て全学的に共有される。

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度には、コロナ禍への対応として随時アンケートやヒアリングで学修環境に関する学生の意見・要望を把握し、具体的な対応につなげることができた。令和 5 年（2023）度は、これをコロナ禍における特別な対応ということでは終わらせず、定期的かつ常態的な情報収集の形とするように努めた。今後は、この形をさらに深化させることを検討していく。

また、学修に関する学生の意見・要望の把握について、令和 3（2021）年度 FD 委員会では SA をつとめる学生 2 名に委員会参加を要請し、学生の受講状況や授業中に必要なサポートなどについてのヒアリングを行った。これは学生から見た授業運営の課題や必要な学修支援を直接聴き取ることができる有益な機会となった。本学は、小規模大学という特性から学生が直接教職員に要望を伝えやすい環境ではあるが、委員会という公的な場で意見交換を行うことで、学生の大学への帰属意識や自己効力感をより高められると考えられる。今後は、意見・要望を表明することそのものが、学生の成長に資するような支援システムの構築を検討していく。同時に、現在実施している授業アンケートについても、学生に意義を伝え、参加意識を高める工夫を講じる。

さらに、障害者差別解消法の施行に伴う学生支援の一環として、学内に「修学支援委員会」を設けている。これは障害を抱える学生本人及び保護者からの申し出を受けて、入学から卒業までの学修及び学生生活に関する支援の必要性和内容を大学が検討・判断し、当該学生に対して全学的な支援を行うための基盤となるものである。今後は、より細かい対応を全学規模で実施するため、当該学生についての情報共有を綿密に行い、学生のニーズに合った対応を適宜行うことができる体制を充実させていく。

【基準2の自己評価】

本学は、教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ウェブサイトや募集要項に掲載し、オープンキャンパス等でも周知している。入試区分や試験内容を工夫し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを図っている。令和5（2023）年度の学生受け入れ数は、入学定員管理厳格化の撤廃やコロナ禍の影響などの外部要因が主な理由となり、入学定員を下回ることになってしまったが、令和6（2024）年度の募集では入学定員を確保することができた。次年度以降の募集でも入学定員の確保、収容定員の確保に向けて努力をしていく。学生受け入れの適切性については、入学後の出席率やGPAを照合するなど検証のための調査を行う。

本学では、教員と事務職員が連携しながら学生の学修支援に取り組んでいる。新入生に対しては、入学前の学習やセミナー、入学後のオリエンテーション、初年次ゼミなど学生との一連の関わりのなかで、学生が円滑に大学生活に定着できるよう体制を整備している。例えば、初年次ゼミでの副担任制は出席不良・成績不良者の早期発見と支援対応に役立っている。また、フレッシュマンキャンプのような授業内の活動、バディ・プログラムのような課外の活動を通して学生間の交流を促している。学修支援としてSA(Student Assistant)を1年次の科目で配置するほか、日本語能力が低い留学生のサポート役としてのSAの導入も検討中である。上位学年の学生に対しては、ゼミ担当教員の他、教務課、学生課など関連する事務局の担当者が連携しながら、学修の継続や就職の実現のための支援を行っている。

教育課程内にはインターンシップを含むキャリア教育科目が適切に配置されており、学生の社会的・職業的自立に関する支援体制はキャリアセンターを中核組織としてしっかりと整備されている。こうした体制に支えられ、令和5（2023）年度卒業生は日本人/留学生とも高い就職率を実現できた。

学生の学生生活の安定のため、多岐にわたる取り組みを行っている。経済面では、学内外の奨学金取得のための支援、パソコン購入代金の補助や食料支援等の取り組みを続けている。学生の心身の不調に対しては、学生相談室や保健室が対応している。学生の課外活動に対しても、学生課を中心に適切な支援を行っている。

校地、校舎等の学修環境は整備され、適切に運営・管理されている。実習施設、図書館等是有効に活用されている。令和5（2023）年4月には情報ネットワークの更新・高速化が完了した。施設・設備のバリアフリー対応はほぼ完了している。授業を行う（1クラスの）学生数は、授業内容や教室定員に応じて適切に管理されている。

学修支援に関する学生の意見・要望は、授業評価アンケートを通して把握し各教員が対応するほか、FD委員会が分析し、その結果を教職員に共有している。学修支援が必要な学生については、FD委員会から修学支援委員会に報告し、学生相談室と連携してサポートを講じている。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望は、ゼミ担当教員が相談に乗り、助言や指導を行うほか、保健室、学生相談室が対応している。コロナ禍ではこうした意見・要望を踏まえて、学生支援緊急給付金や食の支援の活用が行われた。

学修環境に関する学生の意見・要望は「意見箱」で収集するほか、ゼミ担当教員や事務局各部署の担当者が直接聴取し、実現可能なものはすぐに対応し、検討が必要なものは大学の意向を回答するようにしている。こうした学生の意見要望を基に、自動販売機の設置やトイレ改修、情報ネットワークの更新などが行われている。

以上、本学は基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、各学部・入学年度（カリキュラム変更）ごとに、卒業後数年後に「育成すべき人材像」に至るために、卒業時に最低限身につけているべき知識・技能・態度をディプロマ・ポリシーとして定めている。

大学ウェブサイトでは、主に学外向けに、観光学部は令和 4（2022）年度以降の入学生のもの、国際交流学部は令和元（2019）年度以降の入学生のことを公開している。令和 5（2023）年度大学案内には、観光学部の令和 4（2022）年度以降の入学生のもものが掲載されている。

学内向けには、各年度の学生生活ガイドブック（令和 4（2022）年度までは『履修のてびき』）に各入学年度のディプロマ・ポリシーを掲載し、オリエンテーションで周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

■単位認定基準

本学で開講されている科目すべてについてシラバスが作成され、WEB 公開されている。シラバスには、授業の目的・履修にあたっての留意事項・使用する教科書ならびに参考書・各回のテーマ及び内容とともに、成績評価の基準が明記されている。令和 6（2024）年度用のシラバスからは、授業で取り組むアクティブラーニングの種類についての項目を追加している。各科目担当教員は、シラバスに沿った授業を実施し、明記された評価基準に沿って学生の学修達成度を適切に評価したうえで、合格者に単位を付与する。

成績は 100 点を満点とし、60 点以上が合格である。成績評価の方法は、それぞれの科目に適した方法で行われ、いずれの場合もシラバスに評価の基準が明記されている。評価は、定期試験、論文、口述テストなどの方法で、授業担当者の定める評価基準に則って厳正に行われている。

試験は、平常試験、定期試験、追試験及び再試験に区分されている。平常試験は、定期試験期間外に実施する試験をいう。定期試験は、学期末に試験期間を設けて実施する試験であり、筆記試験、論文・レポート、制作物、口述、実習、実技などの試験方法がある。疾病・忌引き・就職試験等のやむを得ない事由で定期試験が受けられない場合は、所定の手続きのもとで追試験が実施される制度がある。また、定期試験で不合格となり担当教員が認めた場合には、所定の条件のもとで再試験が実施される制度がある。

単位取得には、原則として全授業回数の 3 分の 2 以上の出席が必要である。満たない場合には、定期試験期間中に実施される期末試験の受験資格が与えられない。

各学生の評価は WEB 入力で行われる。教員の評価は素点で報告されるが、学生の成績表には、S、A、B、C、D の記号で記載される。S、A、B、C は合格、D は不合格である。素点と S、A、B、C、D 評価は、下表の通り対応している。

また、成績評価についての学生からの質問期間が設けられており、学生からの問合せがあった場合には、教員は適切に対応しなければならない。

■GPA(Grade Point Average)制度

本学は、下記的方式で GPA 制度を導入し、学生指導（学修状況のチュートリアル、履修科目指導、海外留学の要件、成績優秀者の表彰等）に利活用している。GPA とは履修科目 1 単位あたりの GP 平均値のことであり、不合格科目も含めた平均値を算出している。科目ごとの GP は下表の通りである。

表 3-1-1 素点と成績評価、GP との関係

素点	成績	GP
90-100	S	4
80-89	A	3
70-79	B	2
60-69	C	1
0-59	D	0

他大学等からの編入学生については、本学部教授会での審議を経て、編入前の他大学等での既修単位から一定単位数が認定され、本学の卒業要件として換算できる。編入学年ごとの既修単位の認定単位数の上限は、2 年次編入学生が 28 単位、3 年次編入学生が 62 単位とされている。

「大学コンソーシアム大阪」加盟の府内 40 大学〔令和 5（2023）年度現在〕の単位互換科目を履修した場合に、相互に単位が互換され、本学においても卒業要件単位として認定される。

■進級要件

観光学部に令和 3（2021）年度以前に入学した学生、及び国際交流学部で令和 4（2022）年度以前に入学した学生については、以下の進級要件が定められている。

- ・2 年次から 3 年次の進級要件
ポートフォリオレビュー1 の合格
- ・3 年次から 4 年次の進級要件
ポートフォリオレビュー2 の合格。留学生の場合、3 年次末時点で日本語能力試験 N2 合格済み、または J. Test 実用日本語検定 600 点以上の成績を収めていること。
(引用注：J. Test 実用日本語検定は A-C レベル試験を指す)

また、観光学部に令和 4（2022）年度以降に入学した学生については、以下の進級要件を定めている。

- ・2 年次から 3 年次の進級要件
以下を満たさない場合は、3 年次への進級、3 年次配当科目の履修は認められず、留年（卒業延期）が決定する。
 - 1) 2 年次末で 36 単位以上を修得していること。
 - 2) 1 年次必修の「基礎演習」「調査研究 1」「日本語表現基礎」の 3 科目 6 単位を修得済みであること。

・3年次から4年次への進級要件

以下を満たさない場合は、4年次への進級が認められず、「卒業研究Ⅰ～Ⅱ」を履修できない。

- 1) 1年次必修の「基礎演習」「調査研究1」「日本語表現基礎」「日本語表現応用」及び2年次必修の「調査研究2」「調査研究3」の6科目12単位を修得済みであること。
 - 2) 留学生の場合、3年次末時点で日本語能力試験N2合格済み、またはJ.Test実用日本語検定600点以上の成績を収めていること。
- (引用注：J.Test実用日本語検定はA-Cレベル試験を指す)

■卒業認定基準

観光学部の授与学位は学士（観光学）である。学位授与されるためには、21世紀スキル（世界市民力）養成科目から36単位、楽しむ力（旅人力）養成科目から8単位、生き抜く力（観光職業力）養成科目から66単位、区分任意から14単位、合計124単位修得する必要がある。

学位授与方針に則り、修学し、卒業要件を満たした学生は、卒業候補生としてリストに記載され、卒業判定教授会及び大学協議会での審議を経て卒業認定がなされる。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確にされ、厳正に適用されている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確にされ、厳正に適用されている。ただし、各科目の到達目標、評価基準は、科目の担当者の考えで設定される場合が多く、学年配当などカリキュラム体系内の役割や他の科目との連続性を意識し、評価方法や評価基準を設定できるような、学部としてのガイドラインは示されてこなかった。令和4（2022）年度のカリキュラム改訂では、科目の年次配当に加えて、学年別に到達すべき目標を段階的に示すなど、工夫を始めている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、各学部・入学年度（カリキュラム変更）ごとに、入学した学生が卒業までにディプロマ・ポリシーに定めた知識・技能・態度を身につけるための体系的なカリキュラムを、カリキュラム・ポリシーとして定めている。

大学ウェブサイトでは、主に学外向けに、観光学部は令和4（2022）年度以降の入学生のもの、国際交流学部は令和元（2019）年度以降の入学生のことを公開している。令和5（2023）年度大学案内には、観光学部の令和4（2022）年度以降の入学生のもものが掲載されている。学内向けには、『学生生活ガイドブック』（旧『履修のてびき』）に各入学年度

のカリキュラム・ポリシーを掲載し、オリエンテーションで周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、「大阪観光大学憲章 2022」で述べられている通り、「自由を共に楽しみ、社会を共に生きぬく」という憲章の精神に基づき、教育目的を踏まえて、学部・学科・専攻ごとの専門的知識と社会人としての基礎を、4年間の学びを通して学生が修得できるよう、カリキュラム・ポリシーを策定している。

そのポリシーに掲げる人材を養成するため、一貫性のある教育課程の編成を行い、卒業単位数【観光学部：①21世紀スキル（世界市民力）養成科目②楽しむ力（旅人力）養成科目③生きぬく力（観光職業力）養成科目；国際交流学部：①アーツ&サイエンス群②グローバル・コミュニケーション群③スタジオ群④ビジネス&プラクティス群】を履修することによって、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけることができる。

各科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を示すため、令和5（2023）年度にカリキュラム・マップを策定した。同時に科目コードを付与してナンバリングを行い、カリキュラムの構成をわかりやすく示す工夫を講じた。このカリキュラム・マップは、今後ホームページで公開予定である。さらに、令和5（2023）年度には、本学の人材育成のキーワードとなる「楽しむ力」を可視化することを目指し、観光（鑑賞・創造・交流）と人生を楽しむために必要な力を12項目の評価のポイントとして設定した。「楽しむ力」評価のポイントは、教員による評価基準としてだけではなく、継続的に学生の自己点検に活用することで、メタ学習効果を高めると期待される。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学観光学部の教育課程（カリキュラム）は、令和4（2022）年に実施したカリキュラム変更により、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系化され、年次進行に合わせて実施している。

カリキュラム・ポリシーの「(2) 履修の方針」で明記した通り、本カリキュラムは、「基礎科目」「社会リテラシー科目」「観光基礎科目」を先行して履修し、段階的に「観光専門科目群」を履修させることにより、現代社会に必要な基礎的なスキルや思考態度を育てながら、観光の専門領域を段階的かつ体系的に履修するという方針をとる。

また、科目担当教員が作成するシラバスは、科目の概要、授業方法、学修の到達目標、評価項目・基準、評価方法等が学生にわかりやすいように具体的に明示されており、ポータルシステム及び本学ホームページにて公開している。

単位制度の実質を保つための工夫として、キャップ制を導入している。履修登録にあたっては、各期及び年度における登録の上限を定めている。両学部とも各セメスター（前後各期）24単位、年間46単位を上限としている。ただし、4年次生については、一定条件のもとで、上限を超えた登録を認めている。

平成12（2000）年度の開学から平成29（2017）年度まで、観光学部のカリキュラムはほぼ4年ごとに改訂されてきた。この間は、毎回新たに「カリキュラム検討委員会」が学部長の下に組織され、指導内容の重複する科目の見直しや、変遷著しい観光事情を踏まえた改訂が行われた。令和元（2019）年度カリキュラムは、教育担当理事のもとでカリキュラム編成が行われた。

令和4（2022）年度から始まったカリキュラムは、労働・余暇論を基盤に「現代社会において人生を楽しむよき市民であると同時に、これからの観光とサービス社会を担う有能な職業人」を育てることを目標とし、カリキュラム・ポリシーに明記した通り、カリキュラム内のすべての内容は、この教育目標を達成するために一貫し、体系的かつ段階的に組み立てられている。

「21世紀スキル科目」は、低学年のうちに現代社会を生きぬく基礎となるスキル・知識を身につけることを目的とする。「基礎科目」では、入学直後から基礎的な学修スキル

を強化し、大学での学修への円滑な移行を支援する。「社会リテラシー科目」は、高校や日本語学校での学習と大学での学習内容の接続を意図するとともに、現代社会の課題である持続可能性、グローバル化、急速な技術革新といった特徴を踏まえて、世界市民としてどのように考え行動すべきかを学修させる役割を負う。例えば、1 年前期に配当される「社会科学入門」は、複数の教員がオムニバス形式で授業を担当する科目であり、大学での学問の面白さと広がりを感じてもらい、社会・人文・自然科学への関心を高める役割を担う特徴的な科目である。

「楽しむ力（旅人力）養成科目」には、観光が自由な鑑賞・創造・交流活動であり、楽しみの活動であることを踏まえて、「人生を楽しむ市民」である観光主体を育成するための科目を配置している。具体的には、旅について考え旅を実践すること、楽しさ・喜び・遊び・創造性・自由・共感などの人間の在り方を心理学や哲学の背景を踏まえて掘り下げる内容、様々な鑑賞・創造・交流活動を実践する科目を盛り込んでいる。

「生きぬく力（観光職業力）養成科目」には「これからの観光とサービス社会を担う有能な職業人」を育成するための科目を配置している。

「実践教育科目」の「地域実践科目」「職業実践科目」は、地域や企業と連携して行われる必修科目であり、地域や企業の方々と交流しながら学び、地域の課題・観光の課題の解決を現場で考える機会とする。こうした現場での経験は、後述する観光専門科目での学びの基盤となると考えている。

「生きぬく力基礎科目」には、初年次からサービス社会で働くことに関わる基礎的な認識を養成し、職業人としての進路を考えるため、導入教育としての「職業としての観光—観光学入門Ⅱ」を皮切りに、学年に応じたキャリア教育の科目が配置されている。

「観光基礎科目」は、観光学の基礎的な学問知を習得することを目的に、低学年を中心に必修科目を配置している。1 年前期配当の「観光史」「日本と世界の観光事情」「観光事業体概論」は、観光学の基礎的な知識を学ぶとともに、観光学の対象の広さを学生に実感させる役割を担う。

1 年後期の「観光学原論」「観光調査入門」は、観光学の視点や研究手法を学ぶ科目である。「観光調査入門」は、今回新しく導入された科目で、複数クラスで複数の教員がオムニバス形式で、質的調査・量的調査・地域調査等の異なる調査手法を学生に習得させる役割を負う。観光学原論とともに、2 年次から段階的に開始される観光学の専門領域の学修・研究の導入の役割がある。

2 年次に配当された「観光と倫理」「観光リスクマネジメント」も、今回新しく導入された科目である。「観光と倫理」は、前述の山田の著書が指摘する、現代の観光が抱える社会的課題の解決のために多様な主体がとるべき倫理的な行動について議論する。「世界観光倫理憲章（GCET）」をはじめとする倫理綱領の役割やサステナブルツーリズムの動きなどを、観光分野のどの領域でも必要な知識として習得させる役割がある。「観光リスクマネジメント」は、経済・外交・紛争・自然災害・疫病など様々な変動リスクにさらされる観光の特徴を理解し、観光者の安全を確保し事業を継続するためのマネジメントを学ぶ科目である。

「観光専門科目」は、専門分野を体系的に学ぶための科目群である。前掲山田の著書が示す観光学の実践領域を扱うため、大きく3つの領域が設定されている。

「観光空間創造科目」は、主に観光者を受け入れる観光地の魅力づくりに関わる領域が配置されている。魅力的な観光空間を創造するために必要な学問知と審美的な感性を身につけること、多数の関係者を合意に導くプロセスを知り、基礎的な実践を経験することを目的としている。前掲山田の著書でいう「観光空間の創造（楽しめる対象を創造する力の養成）」に主に関わっている。

「観光事業展開科目」は、観光行動を支える観光事業体の企画・経営、新たな挑戦を学ぶための科目が配置される。宿泊・飲食・旅行・イベントなど観光事業者の主な活動について、ウィズコロナ・ポストコロナの変化を踏まえて学ぶことを目的としている。前掲山

田の著書で言えば、「観光空間の創造（楽しめる対象を創造する力の養成）」と「様々な観光事業体の担い手の育成（楽しみに誘う力の養成）」に関わる。

「観光ネットワーク科目」は、観光者の物理的な移動（交通）と情報の流通、特に近年重要になっている DM0（Destination Management Organization）の役割に加え、観光におけるデジタル技術の活用について学ぶための科目が配置される。これは、前掲山田の著書における「様々な観光事業体の担い手の育成（楽しみに誘う力の養成）」に主に関わる。

「専門演習科目」では、こうした科目群を踏まえた、3 年次／4 年次の演習科目が配置される。学生一人ひとりが、関心を持った領域について議論しながら認識を深め、研究を進めるように導く役割を負う。

3-2-④ 教養教育の実施

令和元（2019）年度カリキュラムでは、アーツ&サイエンス群として幅広い教養科目を提供している。

令和 4（2022）年度観光学部カリキュラムでは、21 世紀スキル科目＞社会リテラシー科目及び生きぬく力（観光職業力）養成科目＞観光基礎科目で教養教育を行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の教育研究の理念を基に、教員の資質向上の推進を目的に、授業内容・方法のさらなる工夫・開発及び改善を進めるため、全学的組織として FD 委員会を設置している。

学期ごとに、「授業改善アンケート」・「授業評価アンケート」を講義科目及び外国語科目すべて（スタジオ、基礎演習、調査研究 1、文化鑑賞創造実践 1、オムニバス形式の授業、卒業研究等は除く）において実施し、集計結果とともに授業担当教員にフィードバックしている。文化鑑賞創造実践 1 については、各クラスの受講者の満足度調査を別途実施し、次年度の開講の検討材料とする。

授業担当教員（専任教員）は、アンケート結果を受け、自己評価を行い、各学期授業の振り返りを作成し、授業の質の向上につなげている。

さらに、全学的な FD 研修会は毎年度実施し、学内から要望のあったテーマに基づいた外部講師を選定して講演を実施し、各教員の授業力の向上や、教員間の情報共有に務めている。令和 5（2023）年度は、外部講師を招くのではなく、教員全員が対面・オンラインを介して自分の授業運営にあたっての工夫や困りごとを開示し、情報共有と意見交換を行う場を設けた。

本学の授業方法の特徴は、「学習者の主体性を引き出し、学修の意義を認識させたうえで、能動的な授業への参加を促す」ために、アクティブ・ラーニング型授業を展開している点にある。実習・実験はもとより、様々な授業においてその手法を取り入れるとともに、学生にも公表している。具体的な科目を列挙すれば、基礎演習、C スタジオ（太田均准教授）、文化鑑賞創造実践、地域連携実習などが挙げられる。

■留学生の日本語学修支援

留学生向けの必修科目として日本語の科目が設定されている。総合的に日本語を学ぶ科目、口頭能力を身につけるための科目、文章能力を身につけるための科目など、多様な日本語教育科目を配置し、留学生の日本語能力向上に努めている。これらの日本語科目では、入学時にレベル分けテストを実施し、授業は各学生の能力に合った内容にしている。日本語の選択科目では、大学生活や卒業後に必要な技能が学べるよう、様々な科目が配置されている。

また、留学生の日本語力向上と日本語学習成果の発表を目的とし、平成 22（2010）年度から、「留学生日本語弁論大会」を開催している。日本語担当教員が中心となって指導を行った結果、年を追うごとに発表の質が向上している。受賞者の発表の様子については、WEB 上で公開している。

留学生の日本語学修支援を行うと同時に、学内の国際交流を促進するため、日本人と留学生がバディ（相棒）になって、互いに学び合ったり、助け合ったりする「バディ制度」を実施している。この活動が、留学生にとっては日本語でコミュニケーションができる機会となっている。

令和元（2019）年度からは、「English Speech Contest」を開催している。英語担当教員が中心となって指導を行い、日本人学生と留学生が日頃の学習成果の発表を行っている。受賞者の発表の様子については、WEB 上で公開している。

なお、令和 5（2023）年度の観光学部 1 年次配当「基礎演習」「調査研究 1」「日本語表現基礎」「日本語表現応用」のクラス編成においては、よりよい指導ができるよう、日本語能力が不足している留学生を集めたクラスを設けて、中国語を母語とする教員 1 名とやさしい日本語について詳しい教員 1 名が担当するように工夫している。

■教授方法の改善を進めるための組織体制

教授方法の改善については FD 委員会が担当し、以下の取組みを行っている。

・「学生による授業評価アンケート」の実施

両学部・全科目（演習・実習を除く）を対象に、「学生による授業評価アンケート」を下記のように行っている。

（ア）授業改善アンケート（自由記述式）

8 週目の授業時に、学生へ自由記述式のアンケートを行っている。これは、学生の意見・要望への対応を当該学期中に行うことで、より迅速かつ効果的な授業の改善を目的としている。アンケートは、大学のポータルシステム CampusPlan を利用して実施しており、学生が記述したアンケートは、教員ポータルサイト CampusPlan から確認できるようになっている。学生からの意見・要望への対応については、実施翌週の授業時間等、なるべく早い機会に授業担当教員から口頭で回答することとしている。

（イ）授業評価と振り返りアンケート（4 段階評価式）

14 週目の授業時に、学生へ 4 段階評価式のアンケートを行っている。自由記述式と同様、教員が特に学生から意見を求めたい事柄について、自由に質問を設定できる欄を設けている。結果は成績評価が完了した後に教員に返され（9 月／3 月）、教員は、その結果や先の自由記述式アンケートの回答、試験・レポート等についての評価基準と講評、全体的な授業実施における問題点とその対応・改善について、「授業の振り返り」として執筆する。教員は、自らの「振り返り」を基にしてその学期の授業内容と方法を反省し、次年度の授業シラバスを作成する。

なお、カリキュラム・ポリシーには、本カリキュラムの教育手法について明記し、「教授方法の工夫・開発」の項目でも、以下のように具体的な取組みを記述している。

（3）教育方法

- ①全科目で、主体的・対話的で深い学びが実現されるように、能動的学修を取り入れる。
- ②現実社会で活用できる知識・技能を修得し、社会の一員としての役割を自覚するために、地域・社会・企業との連携による授業を展開する。
- ③主体的な学びの確立のために、すべての授業において、授業時間外学修を促進する。
- ④カリキュラムマップと連動した授業を実現するために、シラバスの科目概要、ねらい及び到達目標は、学部として組織的に管理する。
- ⑤複数クラスによって開講される科目は、授業設計及び教材の作成を担当教員が

協働で行うよう努め、授業の質的向上をはかる。

いずれも、観光学部として組織的な教育活動に取り組むこと、個別対応によるのではなくカリキュラムの仕組みによって学生が着実に力を伸ばせるようにするための取り組みである。

②については、観光の変化は激しく、観光の現場を見ずに観光学・観光教育は完結しないと考えているためでもある。学内の基礎教育や観光学の理論的な教育と、地域や産業界と連携した社会での学びが相乗効果を発揮するように設定されている。

この考え方は、本学の「10 の約束」の「観光学研究所を改組した観光学研究教育センターに教育・研究支援、地域・産学連携に関わるコーディネーターを配置し、教育、研究、社会連携の飛躍的發展を目指します」、「働きながら学ぶ経験を生かせるように応援します」などの項目にも反映されている。

①②の教育方法を強調・具体化した特徴的な科目として、「実践教育科目」が挙げられる。観光の楽しさを提供できるようになるためには、自らが観光の楽しさを知らなければならないとして、観光での鑑賞・創造・交流活動を実践する「文化鑑賞創造実践」や「海外文化実践」を配置したほか、地域・企業と連携し、現場の課題解決を体験する「地域連携実習」「職業実践実習」の科目を配置している（なお、これは令和 4（2022）年度入学生のカリキュラムにおける名称であり、令和 5（2023）年度入学生からは「地域連携実践」「職業連携実践」と名称変更している。）。

令和 5（2023）年度前期には「地域連携実習」、後期には「職業実践実習」を開講した。今後、効果検証を進めて改善につなげていき、学生の実践の場を広げていく考えである。

⑤については、複数担当教員で担当する科目について共通教材を導入し、担当教員間の情報交換をこれまで以上に密にすることにより、クラスのばらつきをなくし、学生の力を引き上げることが可能になっていると考えている。例えば、1 年次「基礎演習」「調査研究 1」では、担当者による定例ミーティングを週 1 回実施し、学生の状況や授業の進度などを情報共有し、課題の内容等について協議している。

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

観光学には日々新たな知見が積み上げられ、観光事象を取り巻く社会情勢もまた刻々と変化している。本学部の教育理念に則り、理論と実践を両輪とする教育を展開すべく、カリキュラムの一層の充実を図っていくことが重要であると考えている。今後は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の見直しを定期的に行うことで、「社会のニーズ」にマッチングするよう改善体制を構築する。カリキュラム・ポリシーについては、「学生生活ガイドブック」や新学期のガイダンスを通じて学生に丁寧に説明し、理解を深め、カリキュラム・ポリシーをより身近なものとして生かせるよう、創意工夫を実施していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

（2）3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、令和元（2019）年 6 月にアセスメント・ポリシーを定めた。アセスメント・ポリシーのもとで、①全学レ

ベル、②学部レベル、③科目レベルの評価を定期的に行うことで、教育改善につなげている。

また、シラバスの作成にあたっては、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標と学修内容がどのように関連しているかを明示している。

個々の学生については、2年次末と3年次末に「ポートフォリオレビュー1・2」を設けて、学修成果の自己点検、目標の再確認を行わせている。2年次末の「ポートフォリオレビュー1」では、1-2年次の成果物をまとめて、3年次以降の学修計画を立てさせている。さらに、3年次末では「ポートフォリオレビュー2」として、3年次の学修成果物をまとめて、卒業に向けた学修計画を立てさせている。ディプロマ・ポリシーに準拠した自己評価などの項目は明示的には設けていないが、学生にとっては学修成果の自己点検の機会となっている。

教育課程の見直しは、大学協議会や教務委員会で随時行われており、次年度開講科目の編成時に反映される。また全学FD委員会を定期的を開催して、学生による「授業改善／評価アンケート」を実施している。「授業評価アンケート」では、科目を履修して実力が身についたか、成果が上げられたか等の項目に加えて、授業内容の満足度等について尋ねている。

また、卒業生アンケートでは、教育内容への質問、学びと経験を通じての成長度、仕事に関して学部での学びが役に立ったか、教育内容への要望などを聴取している。学生の就職した企業に対しては、学生に身に付けてほしい資質・能力、当該企業で必要とする資質・能力、教育内容で重視・強化すべき分野などを聴取している。

これらの集計結果を担当教員及び学部提供し、これを基に学部や個々の授業の教育内容・方法の改善を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生は、ポータルサイトから取得単位や成績評価・GPAを確認することができ、学修成果を確認・把握している。

教育内容・方法及び学習指導等の改善については、前述（3-3-①）に示す通り、例年各学期の第8週の授業時に実施する「授業改善アンケート」、及び各学期の第14週の授業時に実施する「授業評価アンケート」を基に分析を行っている。「授業改善アンケート」では、受講学生に対して、8回の授業を終えての感想、及び授業への要望等の記述を求め、担当教員は、これらの記述を参考に授業の改善を図っている。また、各学期の第14週に実施する「授業評価アンケート」は、13項目にわたる質問項目への回答を求めている。教員は、担当科目ごとに数値化されたアンケート結果を確認・分析する。また、その結果は、ポータルサイト上で学生に公開している。この一連の取り組みは、担当科目の授業内容や指導方法の改善に活かされている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

今後は、アセスメント・ポリシーに従って評価するデータを集めるとともに、学修成果の点検・評価の運用を行っていく。科目レベルでは、授業担当教員自身による点検やFD委員会の分析により、効果的な学修成果に結びつく改善が実施されているので、今後は、令和4（2022）年度以降の新カリキュラムについて、学年ごとの学修成果を把握し、想定した通りの学修成果につながっているかを、4年間のカリキュラム全体として点検・検証できるよう、学部としての経年比較分析や、大学全体としての総合的な分析・活用を進めていく。

また、新型コロナウイルス感染症対応により実施した遠隔授業（オンデマンド・リアルタイム）について検証した結果は、FD研修会で教職員と共有し、教育内容・方法のフィードバックに生かされている。このような研修を、FD委員会を中心に、継続的に実施し

ていく予定である。

〔基準3の自己評価〕

本学の教育目的や育成すべき人材像を踏まえて、ディプロマ・ポリシーは適切に策定され、大学ホームページや「学生生活ガイドブック」によって周知されている。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて適切に策定、周知され、厳正に適用されている。

ディプロマ・ポリシーを実現するために、適切なカリキュラム・ポリシーの策定のもとで教育課程を体系的に編成しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は担保されている。令和4（2022）年度以降に観光学部に入学した学生に対しては、21世紀スキル科目や観光基礎科目のなかで教養教育が実施されている。教授方法の工夫・開発は、各授業担当教員が授業評価アンケート等を踏まえて行う。複数教員が担当する科目での担当者ミーティングや全学的なFD研修会を通して、教授方法の工夫・開発の共有が行われている。

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシーを定めて、全学レベル、学部レベル、科目レベルの評価を定期的に行い教育改善につなげている。授業評価アンケートや卒業生アンケート、就職先企業アンケート等の結果を分析し、学部や個々の授業の教育内容・方法の改善に活用している。また、各科目レベルでは、授業評価アンケート等の結果や履修者の成績等を踏まえて各教員が振り返りを行い、教育内容・方法及び学修指導等の改善に活かしている。

以上、本学は基準3を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、本学では副学長を置くほか、学長、副学長、観光学部長、国際交流学部長、事務局長を構成員とし、常置委員会の委員長が参加する大学協議会を置き、学長の意思決定を補佐している。また、令和 5（2023）年度から、従来の大学協議会に加えて、学長、副学長、学部長、常置委員会委員長、事務局長を構成員とする「日本一戦略委員会」を発足させ、教学上の課題について意思決定後の実施まで機動的に対応する体制を敷く。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教学マネジメントは、学長、副学長、学部長で構成され、常置委員長が参加する大学協議会が主に担っている。各学部教授会、常置委員会、事務局各部局からの提案は、本学の理念・使命・目的に照らして大学協議会で随時審議し、意思決定を行っている。

令和 5（2023）年度からは、日本一戦略委員会を新設し、使命・目的の達成のために必要な行動を大学協議会とともに推進している。

学則では、第 51 条で学長（組織規程 8 条）、副学長（組織規程 9 条）、学部長（組織規程 10 条、学部長職務規程）、第 53 条で教授会（組織規程 10 条）、第 53 条の 2 で大学協議会について定めている。また、大学協議会、観光学部教授会、国際交流学部教授会、国際交流学部教授会、常置委員会のそれぞれの規程で、その担務を明確にしている。

なお、法人・大学全般に関わる基本政策、事業、企画の立案調整のために、法人に経営会議を置いている。以前の経営体制のもとでは、理事が教員に就任するなどの結果、大学協議会、教授会に理事会側のメンバーが入りやすく、理事会の意向が強く働きやすくなっていたが、現在は理事会の役割と教学組織の役割が明確に区別されている。

教授会については、学則 53 条で構成員、議長を規定するほか、教授会で審議すべき事項、学長に対して意見を述べるべき事項について定めており、遵守されている。細部については、観光学部教授会規程、国際交流学部教授会規程で定めている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「組織規程」第 13 条に事務局の組織を規定するほか、「学校法人大阪観光大学事務分掌規程」で各部署の業務と権限及び責任を定め、教職員に明示している。

大学協議会、各種委員会での主要議案の共有や、事務レベルで必要な協議を行うために、課長以上の事務職員で「課長会議」を原則月 1 回（令和 4（2022）年度は原則月 2 回）開催している。その内容については、各部署において「職場会議」を開催し、事務職員全員が共有している。

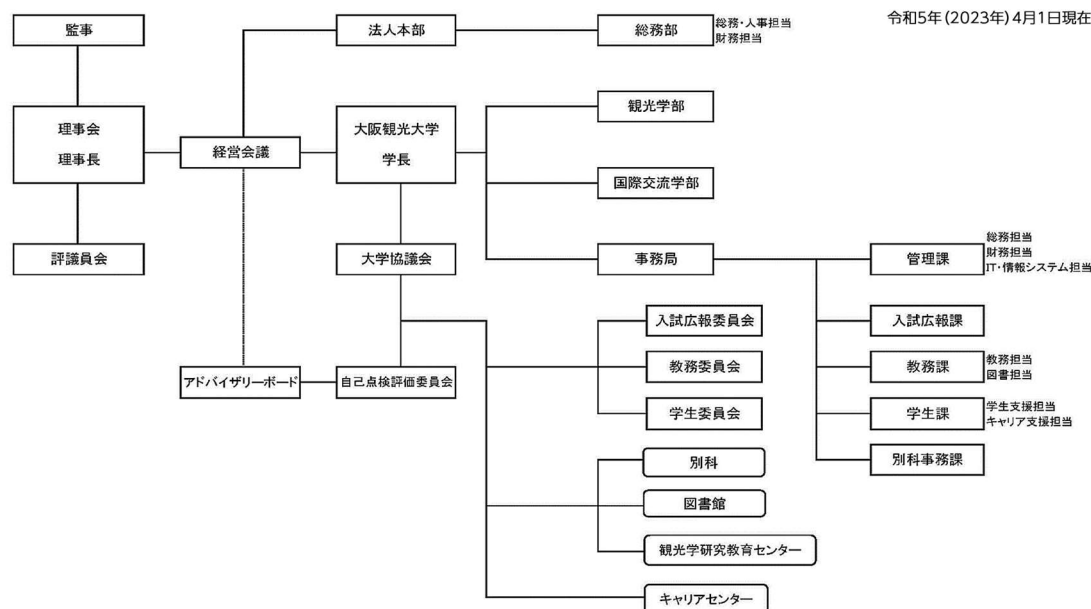
各委員会や附属機関には、原則課長は委員として、課長以外の職員は事務局として加わっている。

以上の通り、本学では教職協働による教学マネジメント体制が確立されている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

上述の通り、すでに教職協働による教学マネジメントは行われている。日本一戦略委員会を活用し、より機動性の高いマネジメントを行う。

図 4-1-1 学校法人大阪観光大学 組織図



4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

専任教員数については、「専任教員の定数に関する規程」で定めている。

現在、観光学部については大学設置基準に定める専任教員数を満たしている。国際交流学部は基準を数名下回るが、学部の募集停止と重なり新たな教員採用に難があることや、数名の教員を観光学部に移籍させたことなどが理由である。

令和 5 (2023) 年度入学者から教職課程を廃止したが、教職課程担当の准教授 1 名のほか、専任教員、非常勤教員も活用しながら、残りの 3 年間について、必要な科目の開講や指導が行える体制を維持できるようにする。

「大阪観光大学教員職位判定に関する内規」に定める昇任の方針に準じて、採用も行っている。

採用までの手順・手続きは、次の通りである。学長、副学長、学部長及び事務局長からなる「教員人事委員会」において、書面審査及び面接審査、また、必要に応じて模擬授業審査を行う。委員会の審議後、理事会が決定し、理事長が任命する。ただし、准教授より下位の職位の者については、教員人事委員会の議を経て理事長が決定し、任命する。また、いずれの職位の採用・任命においても、教員人事委員会が定める基準を満たさなければなら

らない。

教員の募集は、大学のホームページ及び JREC-IN Portal への掲載にて行っている。

教員の昇任人事は、上記の「教員職位判定に関する内規」のほか、「教員向け大阪観光大学人事制度マニュアル」に定める調書・基準に基づいて行っている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

授業方法の研究等は FD 委員会が担当している。学生による授業評価は、FD 委員会と教務課が中心となって毎期実施し、その結果については、教授会で報告するとともに担当教員に通知し、加えて学生に公開している。

令和 5 (2023) 年度は、8 月に観光学と教育に関するシンポジウムを実施した。学外の登壇者を迎えて、観光学のあり方とその教育についての期待を伺った。また、本学の文化鑑賞創造実践の成果についての発表も行われた。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5 (2023) 年度入学生から教職課程を廃止した。令和 4 (2022) 年度末で教職課程担当の教授 1 名が退職したため、教職課程は教授 1 名を欠く状態となるが、残りの 3 年間については、非常勤教員も活用しながら、必要な科目の開講や指導が行える体制を維持していく。

国際交流学部の専任教員数は、現在定数を下回るが、在籍学年の学生数に見合う専任教員数は維持されている。今後 3 年に加えて数年後に予想される国際交流学部の廃止をにらみつつ、同学部の教育体制を維持しながら、観光学部の専任教員への異動を順次進めていく。

令和 4 (2022) 年度から教員人事評価体制が発足した。令和 5 (2023) 年度以降は、評価基準等をより明確に定めて、よりよい教育研究活動が評価され昇任等に結びつくように、細則や運用等を改善していく。

また、FD 推進の一環として、外部事業者が提供する「定額制 e-ラーニング研修サービス」の導入を検討している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和 4 (2022) 年度から新しい人事評価制度を発足させ、事務職員については、「職員向け大阪観光大学人事制度マニュアル」に基づき、目標設定・自己評価・他者評価を積み重ねて資質・能力向上を図っている。教員については、「教員向け大阪観光大学人事制度マニュアル」に基づいて、同様の取組みを行っている。

また、本学では、「大阪観光大学における SD 実施方針・計画」に基づき、令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度の現在まで、表 4-3-①の通り実施している。

研修の内容は、法人・大学運営に関する研究の教職員集会、令和 4 (2022) 年度制定した「大学憲章 2022」、「10 の約束」、「教職員行動指針」に関するワークショップ、新人事制度導入ワークショップ、広報活動強化に向けてをテーマとした研修、パソコン研修、オ

ンデマンドによるハラスメント研修など多岐にわたっている。

また FD/SD 研修として、FD 研修会への参加、令和 4（2022）年度導入した観光学部新カリキュラムに関する共有会、オンデマンドによる公的研究費研究倫理・コンプライアンス研修などを実施した。

オンデマンドの活用など、可能な限り全員が参加できるような工夫・体制をとり、資質・能力向上に努めている。

表 4-3-1 令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度研修実績

SD 研修会	・令和 3（2021）年度第 1 回教職員集会（中期計画と今後の取組み、教育課程改革の進め方） ・令和 3（2021）年度第 2 回教職員集会（決算報告、財務改善計画、民事再生の状況について） ・令和 3（2021）年度第 4 回教職員集会（予算編成方針、中期計画、民事再生の状況について） ・令和 3（2021）年度第 5 回教職員集会（民事再生及び令和 4（2022）年 4 月 1 日からの新体制について、次年度予算、新人事制度・就業規則等規程改正） ・令和 4（2022）年度第 1 回教職員集会（新法人発足にあたって） ・令和 4（2022）年度第 2 回教職員集会（決算報告、財務改善計画、民事再生終結について、学生募集について） ・令和 4（2022）年度第 3 回教職員集会（予算編成方針、学生募集・広報対策） ・令和 4（2022）年度第 1 回ワークショップ（大学憲章 2022、10 の約束、教職員行動指針について） ・令和 4（2022）年度第 2 回ワークショップ（教職員行動指針の振り返り、日本一の観光大学について） ・令和 4（2022）年度第 3 回ワークショップ（日本一の観光大学への道筋について） ・令和 4（2022）年度新人事制度導入ワークショップ 課長対象計 4 回 ・令和 4（2022）年度職員研修会（広報活動強化に向けて） ・令和 4（2022）年度ハラスメント防止研修（オンデマンド） ・令和 4（2022）年度第 4 回教職員集会（新年度（令和 5 年度）の方針について） ・令和 5（2023）年度第 1 回教職員集会（決算報告、財務改善計画） ・令和 5（2023）年度第 2 回教職員集会（予算編成方針、学生募集・広報対策） ・令和 5（2023）年度第 3 回教職員集会（新年度（令和 5 年度）の方針について）
FD/SD 研修会	・令和 3（2021）年度 FD 研修会 ・令和 3（2021）年度第 3 回教職員集会（新大学について→基本理念、三つのポリシー、新カリキュラム） ・令和 3（2021）年度第 1 回新カリキュラム共有会 ・令和 3（2021）年度第 2 回新カリキュラム共有会 ・令和 4（2022）年度 FD 研修会 ・令和 4（2022）年度公的研究費研究倫理・コンプライアンス研修（オンデマンド） ・令和 4（2022）年度シンポジウム 2 回開催（「学習から探求へ」、「観光の岐路と大

	学の役割」 ・令和 5（2023）年度シンポジウム（8 月：教育に関わる公開シンポジウム、12 月：創立記念日に合わせて「観光学」に関する公開シンポジウム、令和 6 年（2024 年）3 月：『「閑空」を軸とする地域振興、観光振興研究懇談会公開シンポジウム』） ・令和 5（2023）年度 SD・FD 研修会（在留資格について）
--	--

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

教職協働を実現するため、教職員が相互に FD/SD の研修会に参加できるよう、研修会の充実と積極的な参加を促していくとともに、引き続き全員が参加できる体制とするため、オンデマンド研修の積極的な導入など、工夫に努める。

また、SD 推進の一環として、外部事業者が提供する「定額制 e-ラーニング研修サービス」の導入を検討している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究室は、1 号館（5 階以上）と 5 号館（5 階以上）にある。1 部屋は約 26 m²以上あり、個人研究やゼミ、オフィスアワー等に活用されている。また、共同研究室、非常勤講師控室（24 m²）も設けている。研究室はインターネット接続環境を用意している。ネットワークの安定性と高速性が増すように、令和 4（2022 年）度末に改修が行われた。

科研費や文部科学省委託費などの間接経費を用いて、学内の設備（ディスプレイ、音響装置など）の新設・改修を行っている。1 号館 4 階、5 号館 4 階に教材作成室を設け、複合機、裁断機、製本機等を設置しており、教員の研究活動でも活用されている。

令和 4（2022）年度に「大阪観光大学観光学研究教育センター」を立ち上げ、専門室（①研究推進室、②国際交流室、③教育支援室、④産学地域連携室）を置いた。各専門室の職務内容は以下の通りである。

表 4-4-1 観光学研究教育センターの職務内容

①研究推進室	・科学研究費など研究費の獲得推進 ・学術論文誌の編集と発行 ・その他、教員の研究活動の推進に資する諸事業
②国際交流室	・交換留学など海外教育研究機関との連携 ・キャンパス内における国際交流の推進 ・その他、国際交流に資する諸活動

③教育支援室	・教務委員会の業務と連携した教育活動の支援全般 ・特に「実践科目」の企画・管理 ・学内における教育関連イベントの企画・管理
④産学地域連携室	・産業界との連携に関する活動 ・公的セクター特に地方自治体と連携した諸活動 ・その他、学外者との研究教育連携に関わる諸活動

このうち研究推進室は、研究環境の整備に大きく関わっており、学内の研究会の企画・実施も行っている。なお、科研費等の外部資金の情報は、観光学研究教育センターの事務局（管理課）が学内向けに随時発信し、情報共有に努めている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する学内規程は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に基づき、平成 27（2015）年に「大阪観光大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」、「大阪観光大学公的研究費取扱規程」、「大阪観光大学公的研究費不正使用防止対策の基本方針と防止計画」、「大阪観光大学公的研究費不正使用調査に関する規則」、「大阪観光大学における公的研究費の使用に関する行動規範」などを制定した。

令和 4（2022）年に、ガイドラインの改正に伴い「大阪観光大学公的研究費取扱規程」、「大阪観光大学公的研究費不正使用防止対策の基本方針と防止計画」の一部を改正したほか、「公的研究費内部監査マニュアル」を新たに整備した。これらの規程等の整備によって、研究倫理におけるルール及び学長、副学長、学部長、事務局長等、学内の役割と責任を明確化し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

具体的な研究倫理及び研究に関し遵守すべき事柄に関する研修の取組みとして、年 1 回研究倫理・コンプライアンス教育研修会を実施している。研修会は、原則として全教職員の出席としており、出席者全員から「誓約書」の提出を求めている。今年度の研修会は、外部講師による 60 分間の研修動画により実施した。さらに、全教員には日本学術振興会作成の「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得」を配布している。不正行為防止の啓発活動として、ポスターの掲示や毎年度発行される「科研費ハンドブック（研究者用）」の配布などを行っている。

また、学長を部会長とする「公的研究費不正使用防止推進部会」を新たに設置し、部会が中心となり、不正使用防止について実効性のある運用ができるよう努めている。

公的研究費の不正防止への取組みとして、取組み・各種規程・組織体制・取引業者へのお願い等を、本学ホームページで公表している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員及び任期付教員（以下「教員」という、研究を任務としない特任教員、別科講師、非常勤講師は除く）の研究活動及び教育の促進を目的として、「教員研究費に関する規程」に基づき、大学の経費から研究費として、個人研究費（年額 15 万円）が支給されている。

学外の競争的資金については、教員に科学研究費助成事業（以下「科研費」という）への申請を促しており、令和 5（2023）年度は新規に 1 名が採択された。現在、本学の科研費の採択者は計 9 名となっている。また、科研費に応募した教員に対しては、学長が認めた場合には、インセンティブ経費として一人最大で 30 万円を個人研究費に追加配分している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

科研費獲得、特に観光学分野での採用を促進するために、インセンティブ経費の運用を維持する。また、現時点では研究不正などは生じていないが、研究倫理の確立のため、引き続き研修・啓発を行う。

〔基準4の自己評価〕

本学では、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう、副学長、大学協議会、日本一戦略委員会を置き、学長の意思決定と教学マネジメントを補佐する体制を敷いている。学長、副学長、学部長、教授会、大学協議会は、学則他の規程でその権限と責任が明確に定義されている。法人には、法人と大学教学部門の調整のために経営会議が置かれている。理事会と教学組織の役割は明確に区別されている。事務局組織の各部署の業務、権限、責任は組織分掌規程で明確化され、課長会議、職場会議を通して事務職員間の情報共有が行われている。各委員会や附属機関には関連部署の課長や職員が委員や事務局として参加しており、教職協働による教学マネジメントが確立されている。本年度に発足した日本一戦略委員会を活用し、さらに機動的なマネジメントを実現する。

大学設置基準に合わせて専任教員の定数に関する規程を定めており、観光学部は基準を満たしている。国際交流学部は、募集停止と重なり専任教員数が基準を若干下回るが、残りの3年間について、必要な科目の開講や指導ができる体制を維持していく。教員の採用は教員人事委員会で行い、教員の昇任は内規や人事制度マニュアルに定められた基準にしたがって行われている。授業方法の研究等はFD委員会が担当している。授業評価アンケートの実施、分析、報告を行う他、FD研修会を開催し、教員の授業改善を後押ししている。

事務職員についても、新しい人事制度に基づいて自己評価/他者評価を積み重ね、各自の資質・能力向上を図っている。SD実施方針・計画に基づき様々な研修を行い、大学運営に関わる理念・方針・意識の共有を進めている。

各教員には研究室が用意され、間接経費等により研究用の設備の新設・改修も行われている。研究環境の整備と運営・管理には、観光学研究教育センターが大きく関与している。研究倫理については、各種規程を整備し、研究倫理に関するルール、学長、副学長、学部長、事務局長等の役割と責任を明確化し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。専任教員と任期付き教員には、研究活動のための個人研究費が支給されるほか、科研費の申請を促すために、インセンティブ経費の追加配分も行っている。

以上、本学は基準4を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の運営の基本方針は、「学校法人大阪観光大学寄附行為」と「大阪観光大学憲章 2022」に示されている。学校法人大阪観光大学寄附行為第 3 条は、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、「大阪観光大学憲章 2022」は、新たな建学の精神「自由を共に楽しみ、社会を共に生きぬく」、3 つの基本理念「(束縛から) 自由へ」「(孤立から) 共生へ」「(浪費から) 持続へ」、そして、3 つの社会的使命「楽しむ力と生きぬく力の養成」「観光学の確立と発展」「地域・社会への貢献」を定めている。

本学では、以上の基本方針に則って関係諸規程を整備するとともに、本学のすべての関係者が協働しながら、法規範に準拠して経営・管理業務を執行している。

本学では、教育基本法及び学校教育法を遵守し、各法令に準拠した規律ある管理運営を行っている。個別具体的な案件は、大学協議会、両学部教授会、常置委員会、その他各種委員会において誠実に取組まれており、本学の経営と運営に一貫性を確保している。また、前述の「3 つの社会的使命」のなかに、地域・社会への貢献を掲げており、地域・社会との連携を重視した大学運営に務めている。

令和 4 (2022) 年 12 月 3 日開催の理事会において、ガバナンスコードを制定した。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

私立学校法に基づき、本学の寄附行為において理事会を最高意思決定機関として位置づけており、理事会は「学校法人大阪観光大学寄附行為」及び「学校法人大阪観光大学役員の職務に関する規程」に沿って適正に運営している。理事は寄附行為第 6 条に基づいて、監事は寄附行為第 10 条に基づいて、それぞれ選任している。

令和 5 (2023) 年度は、令和 5 (2023) 年 5 月、6 月、9 月、10 月、12 月、令和 6 (2024) 年 2 月、3 月に理事会を開催し、本学の予算と決算、事業計画と事業報告、理事の選任、その他本学の業務に関する重要事項を審議し、決定している。理事会の開催は、定例会議に限定されるものではなく、必要に応じて臨時理事会を適宜開催している。理事の出席数は、すべて定足数を満たしている。理事が欠席する場合は、理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示することにより出席者としている。書面出席率を加えた場合の出席率は、100%となっている。

学校法人と大学との連携については、学長は法人の理事と評議員を兼任し、本学の意思決定機関である理事会や評議員会の場において、大学運営の基本方針や事業の進捗状況等について説明を行うなど、審議と議決に参画していることから、大学と法人の間での意思疎通は確保されている。

大学運営に関わる主要事項については、教授会に諮る前に、大学協議会における協議を通して意見調整が図られており、使命・目的の推進体制は整っている。大学の教学運営に関しては、教務委員会、学生委員会、入試広報委員会の 3 つの常置委員会の審議結果を踏まえて大学協議会で協議し、また教授会において総括的な審議・協議も行っている。

以上のように、理事会または大学協議会の審議を基に、本学の使命と目的の達成に向けて教職員が緊密に連携し、協働を通して戦略的かつ継続的な取り組みを続けている。

一方、大学等の管理運営の改善を図るために私立学校法が改正され、学校法人には、事業に関する中期的な計画を作成し、役員の責任を明確化することが求められている。そのため、本学では令和 4（2022）年度に、教職員の人事計画、施設整備計画、及び財政計画を「学校法人大阪観光大学中期計画」としてとりまとめた。

また、本学は文部科学省による経営指導法人でもあり、文部科学省に対し「経営改善計画」を提出し、文部科学省の助言のもと、経営改善に取り組んでいた。その結果、令和 6 年 3 月に、文部科学省より経営努力による経営改善が認められ、令和 5 年度をもって経営指導の対象から除外されることとなった。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、全教室において室温を、夏季 28 度、冬季 20 度に設定しているが、新型コロナウイルス感染症対策により、換気も十分に行いながら温度調整を行っている。大教室及び学生食堂における設置型空気清浄機配置による空気循環、教職員のクールビズやウォームビズなど、学生と教職員が一体となって節電対策を実行している。

学校法人大阪観光大学安全衛生管理規程に基づき、衛生委員会を設置し、学内の保健衛生及び環境保全の確保を図るべく活動を行っている。本委員会は、法人本部長を中心に産業医も委員として参加し、毎月 1 回委員会を開催している。学内の保健衛生を中心に、産業医の意見も聞き、環境保全を図っている。

大阪観光大学が設置されている地域での人権学習は、行政と運動団体が中心となって早くから熱心に取り組まれており、市民の人権意識には高いものがある。本学においても、人権意識啓発の一環として「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」に加入し、地域行政と連携し、高い倫理性と責任ある行動を促している。

ハラスメントについては、「学校法人大阪観光大学ハラスメントの防止等に関する規程」「学校法人大阪観光大学ハラスメントの防止等に関する指針」を定め、理事長及び学長名による「ハラスメント防止宣言」を発し、これをウェブサイト上でも公開している。学内において、ハラスメント相談員を 4 名配置し、学生及び教職員の相談窓口としている。また、SD 研修の一環として、オンデマンドでハラスメント防止研修を実施している。

防災訓練については、熊取消防署の協力のもとに、学生及び教職員参加による地震・火災等の避難実地訓練を実施している。また、「熊取町と大阪観光大学との災害時における連携協定に関する協定書」を締結し、日頃から不測の事態に備えている。

令和 2（2020）年度に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、学長、事務局長を中心に、新型コロナウイルス感染症に係る情報収集や注意喚起、対応方針の策定などの意思決定を行っている。令和 5（2023）年 5 月からの「5 類感染症」への移行に伴い、令和 2（2020）年 2 月以降実施してきた新型コロナウイルス感染症対策については全面的な見直しを行い、その対応については令和 2（2020）年 1 月以前と同等とすることとした。ただし、引続き新型コロナウイルス感染症に関する対策は怠ることなく、学生及び教職員の健康管理を行っている。

新型コロナウイルス感染症などの疫病の流行、昨今の異常気象の常態化、社会情勢の変化等、想定外の自然災害や事件・事故に対し、本学学生が安全・安心に学生生活を送れるような様々な取り組みを行っている。具体的な対策としては、災害時用に水・乾パン・アルファ米・防災シートを詰めたリュックを、防災対策備蓄品として、学生全員分を常時備蓄している。

本学では、環境への配慮、人権意識の徹底、防災意識の高揚などについて、地域の行政機関等との連携を蜜にしながら、組織的に取り組んでいる。

また、情報公開、個人情報保護、公益通報に関する規程を整備し、学内情報共有システムに規程を格納し、教職員全員に周知と注意喚起を行っている。令和 5（2023）年度は、個人情報保護についての研修会を複数回実施し、周知を行っている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、大学関係者は、協働しながら法規範に準拠してこれを執行し、適正な大学運営に務めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人大阪観光大学寄附行為において、「理事会」は、本学の最高意思決定機関と位置づけられている。本学の理事会は、理事長のリーダーシップの下に開催し、使命・目的の達成に向けて意思決定を迅速に行える体制を整備している。

寄附行為第 5 条に、理事の定数は 6 名以上 11 名以内と定めており、各理事一人ひとりが学校法人の運営に使命と責任を持って参画している。寄附行為第 6 条に定められている理事の専任区分については、1 号理事「大阪観光大学長」、2 号理事「この法人の評議員のうちから評議員会において選任した者」2 名以上 4 名以内、3 号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者」3 名以上 6 人以内となっている。

また、理事会は、令和 5（2023）年度は、令和 5（2023）年 5 月、6 月、9 月、10 月、12 月、令和 6（2024）年 2 月、3 月に開催しており、法人の全体予算・決算、財務管理・運営、人事、主要な規程の改廃のほか、学則に定める教育課程、授業料の改定などの主な事項について審議決定を行っている。

なお、監事は 2 名が定数で、2 名共に令和 5（2023）年度に開催された全ての理事会・評議員会・経営会議に出席し、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。監事のうち、公認会計士の資格を所持する 1 名が財務状況を、国立大学副学長経験者である 1 名が教学面をそれぞれ主担当とし、両名が連携を保ち監査を行っている。

理事会の他に、観光学教育、観光事業、観光政策等に携わる専門家をメンバーとする「アドバイザーリーボード」を常設し、教育、研究、組織の在り方の自己改革を図っている。

理事、監事及び評議員等の構成は適正であり、職務は的確に執行されていることから、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性は確保されている。

令和 5（2023）年度も、Zoom によるウェブ会議方式の併用も行った。理事が欠席する場合は、理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示を行うことにより出席者としている。書面による出席者を加えた場合の出席率は 100%となっている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私学を取り巻く環境は、今後さらに厳しくなることは明白であり、理事会または大学協議会等の審議を基に、本学の使命や目的達成に向けて教職員が緊密に連携し、協力し合いながら経営意識を高め、永続できるような大学運営に務めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、教学ガバナンスの統括者であるが、それと同時に、職指定として理事会の理事と評議員を兼務しており、理事会構成員として大学の方針や意思決定を行う任務も有している。そのため学長は、いわゆる教学部門と管理部門双方の連携と調整を、その職務のなかで行う立場にある。他方、法人運営上の主要な事項については、理事長のもと、常務理事、学長、副学長、学部長、法人本部長、事務局長、監事による「経営会議」が月 1 回開催され、法人と大学の経営上の共通課題を共有し、意思決定の円滑化を図る場として定常的に機能している。

また、大学の重要な案件は、学長、副学長、学部長、事務局長からなる「大学協議会」において審議・決定されるが、この協議会での審議過程も理事長及び理事会、経営会議に報告されることにより、理事会と大学との間の意思疎通が図られている。その他、学部長が月 1 回招集する教授、准教授及び専任講師で構成される「教授会」においても、重要事項について情報共有が行われる。

一方、事務局においては、事務部門の課長以上で構成する「課長会議」が、毎月定例的に開催されている。この課長会議には法人本部長も参加し、適宜必要な報告を行っている。課長会議において必要な連絡・調整・協議を行うことで、部門間の連携は円滑かつ適切に行われている。また、理事長は、この「課長会議」にも適宜出席し、日常的な諸問題も把握するようにしている。さらに、課長会議の内容は、事務局の各部局における「職場会議」でも報告・共有されている。

学長が志向する教学方針を法人理事長が支えるという形で、健全な大学運営に向けて、経営と教学の協働体制が整っている。また、学内では情報を共有するための多様なツールが整備されており、これらの有機的な活用を通して、大学関係者の意思疎通は図られている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学の最高意思決定機関である「理事会」には、寄附行為第 6 条により、大学から学長が選任されている。また、「評議員会」についても、本法人が設置する学校を卒業した者から 2 名が、理事会において評議員に選任されることになっている。以上のことから、法人と大学とは密接な関係にあると同時に、適切に牽制できる体制にもなっている。

この他、「経営会議」と「大学協議会」については、学部長と事務局長が構成員となっており、大学運営にかかる主要事項について、教学と経営の相互間での厳正なチェック機能が発揮されている。

さらに、寄附行為第 5 条及び第 10 条において、監事の定数と職務を定めており、法人及び大学の管理運営全般についてのチェック機能を果たしている。また、監事の人選については、寄附行為第 10 条において「監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」としている。

また、前述の評議員会については、寄附行為第 17 条において設置を定めており、同第 19 条では、評議員会の議決事項及び諮問事項として、予算や財産に関する事項、予算外の新たな義務の負担・権利の放棄、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散など、本法人の業務に関する重要事項を挙げている。また、同第 20 条では、評議員会の職務として、「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を求めることができる。」としている。

評議員の定数は、12 名以上 28 人以内である。寄附行為第 21 条により、その選任内訳

は、1号評議員「この法人の理事長」、2号評議員「この法人の職員のうちから選出される者3名以上10名以内」、第3号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから選出される者2名以上4名以内」、第4号評議員「学識経験者のうちから選出される者7名以上14名以内」となっている。

現員は、1号評議員1名、2号評議員3名、3号評議員2名、4号評議員8名の計14名が選任されており、任期は4年である。

評議員会の開催については、令和5(2023)年度も、Zoomによるウェブ会議方式を併用して行った。評議員が欠席する場合は、評議員会へ付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示を行うことにより出席者としている。書面出席者を加えた場合の出席率は、1回を除き100%となっている。

法人及び大学間相互のチェック体制は有効に機能しており、監事及び評議員の職務・使命も、法令及び法人規程に則り適正に執行されている。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

本学が発展していくためには、管理部門と教学部門が連携し、協働することが肝要である。本学においては、理事会、経営会議、大学協議会や教授会等において、法人と大学の円滑なコミュニケーションと迅速な意思形成を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

永続的な大学運営を行っていくためのガバナンス強化は当然であるが、教職員全員が、大学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、本学の特色や独自性を明確にし、健全な大学運営につながっていくと考える。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「学校法人大阪観光大学中期計画」に基づき、令和3(2021)年度から5ヶ年の財務計画表を策定するとともに、3大支出比率である人件費比率・教育研究費比率・管理経費比率の目標値を定めた。目標値及び前年度決算に伴う財務比率については、理事会にて報告し、進捗管理している。

毎年の予算編成作業においては、まず数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討作業を行い、その後、教職員集会を開催し、財政状況を報告するとともに、予算編成方針について説明を行っている。

中・長期的視点に立った財政運営については、令和3(2021)年度以降、本計画の財務運営方針に基づき、事業計画の効率的な展開と経営の健全化に努めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人は、大阪観光大学を設置し、地域に密着した教育研究活動を展開している。本学全体の財務運営にあたっては、収支の均衡に配慮しながら教育研究内容を向上させることに重点を置き、部署ごとに積み上げた概算要求を基に予算を編成している。教育研究目的を達成するための運営資金については、学納金や補助金収入、事業収入及び支援者からの支援金を財源としている。

近年は、科研費獲得等の外部資金の確保にも重点を置き、学納金収入以外においても収

入増加を図っている。

令和元（2019）年度に発生した元理事長による不祥事により、令和元（2019）年度及び令和 2（2020）年度において、経常費補助金の全額不交付という事態となった。しかし、その後の民事再生事業、及び文科省に対する経営改善計画の提出により、令和 3（2021）年度は経常費補助金の 25%交付、令和 4（2022）年度は 50%交付、令和 5（2023）年度は 75%交付へと回復が進んでおり、継続的かつ着実に経営改善を進めることができている。令和 6（2024）年度の 100%全額交付へ向けて、着実に成果を挙げていきたい。

なお、経常費補助金の特別補助項目については、本学は、令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度にかけて経常費補助金が不交付ないし減額交付であったため、申請ができなかった。令和 6（2024）年度に、経常費補助金が 100%全額交付へと回復した後に申請を行うべく、今年度（令和 5（2023）年度）から準備を進めていく。

■学校法人大阪観光大学の財務状況

学校法人大阪観光大学の「貸借対照表関係」比率について、表 5-4-1 に示した。令和元（2019）年度から令和 3（2021）年度の 3 年間は、元理事長による不正行為や、民事再生時における支援者からの借入金による特殊要因により、財務基盤の指標となる純資産構成比率は 60%台となっていた。しかし、令和 4（2022）年度は、支援契約に基づいた民事再生が終結し、負債が減少したため財務基盤が安定化した。その結果、純資産構成比率は 90%台にまで回復した。令和 5（2023）年度についても、引き続き安定した状態を維持できている。

また、繰越収支差額構成比率についても、令和 3（2021）年度は△100%台にまで悪化した。高等学校の分離を行うなどの民事再生による財務基盤の改善により、令和 4（2022）年度には△60%近くまで改善した。さらに、令和元（2019）年度から令和 3（2021）年度の 3 年間は 30%台となっていた本法人の総負債比率も、民事再生による財務基盤の改善により令和 4（2022）年度には 7.6%となり、財務基盤に及ぼす負債はほぼ解消した。流動比率についても、令和 4（2022）年度は 275%となり、財務体質の健全化が大いに図られている。令和 5（2023）年度についても、引き続き安定した状態となっている。

表5-4-1 学校法人大阪観光大学の貸借対照表関係（単位：％）

区 分	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和4年度 全国平均
純資産構成比率	62.7	60.5	92.4	90.6	86.0
繰越収支差額構成比率	△90.8	△100.6	△65.7	△62.7	△18.9
流動比率	587.7	49.0	275.5	237.8	263.8
総負債比率	37.3	39.5	7.6	9.4	14.0

次に、「事業活動収支計算書関係」比率について、表 5-4-2 に示した。人件費比率は、過去 5 年間、概ね 50%台前半で推移している。管理経費比率については、民事再生処理に関わる一時的経費が増大した時期があったものの、令和 4（2022）年度以降は安定化している。今後も、経営努力により管理経費の削減を図っていく。経常収支差額比率についても、不祥事による財務状況の悪化により支出超過が常態化していたが、民事再生処理によりプラスの比率へと転じている。今後の収支均衡を図るため、入学生の確保、経費削減、外部資金の獲得に向けた取組みを推進し、健全な財務状況の達成に向け努力を重ねていく。

表5-4-2 学校法人大阪観光大学の事業活動収支計算書関係（単位：％）

区 分	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和4年度 全国平均
人件費比率	51.9	55.5	31.8	49.2	46.1
教育研究経費比率	33.5	38.5	21.7	29.5	42.2
管理経費比率	45.2	25.1	19.0	18.1	6.7
基本金組入後収支比率	120.8	122.1	90.4	97.0	102.4
学生生徒等納付金比率	77.9	61.7	49.6	82.8	48.7
教育活動資金収支差額比率	△33.0	△6.5	30.0	10.2	12.0
経常収支差額比率	△32.0	△19.1	27.6	3.1	4.7

また、表 5-4-3 に示した通り、令和 4（2022）年度において、教育活動資金収支差額は 507 百万円の収入超過、経常収支差額は 467 百万円の収入超過となり、また、令和 5（2023）年度において、教育活動資金収支差額は 166 百万円の収入超過、経常収支差額は 31 百万円の収入超過となった。その結果、本法人は、2 年続けての収入超過を達成できた。

表5-4-3 学校法人大阪観光大学の収支差額

科 目	令和4年度	令和5年度
教育活動資金収支差額	507 百万円	166 百万円
経常収支差額	467 百万円	31 百万円

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収入の柱である学生納付金の安定的な確保は、入学定員に見合った学生数の確保ということに他ならない。ここ数年、本学においては、留学生の獲得を重点的に進め、日本国内の日本語学校への働きかけ、海外からの直接出願の確保などの募集活動を積極的に行っており、今後も継続していく。また、留学生確保と同時に日本人学生の獲得に向け、高等学校への積極的な訪問活動やオープンキャンパスへの参加案内等を通して、安定的な受験生の確保を図っていく。令和 5（2023）年度入試においては、入学定員超過率の制限廃止による影響、コロナ禍による留学生志願者の減少の影響により、入学定員の確保は達成できなかったが、令和 6（2024）年度においては、入学定員の確保が達成できている。

また、中途退学者等が財政に与える影響も看過できないことから、日頃から教学面や生活面の指導などにおいてきめ細かな配慮を心掛け、退学者を出さないように務めていく。

大学の財政運営にあたっては、単年度収支の均衡を念頭においた予算編成を基本として、教育研究活動と財政状況のバランスに配慮した取組みを進める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人大阪観光大学経理規程」に準拠して、法人本部、大学事務局において適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校共済振興・共済事業団、私学経営研究会等の研修会に担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点などがあれば顧問会計事務所や監事（公認会計士）と連携を取り、指導助言を得ている。

元理事長の不祥事により、令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度においては民事再生下となり、裁判所選定の管財人の管理のもと、適正な会計処理が行われた。

民事再生手続終結後も引き続き、学校法人会計基準に基づき、堅実な会計処理がなされており、所定の監査においても指摘事項がないことから、適正な執務が行われているものと判断している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき、会計監査人の監査と法人役員の監事による監査を実施している。

会計監査は、独立監査人により「昭和 57 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号」に基づき、独立性が確保されたなかで、理事会の議事録を基に取引内容・会計帳簿書類・決算関係書類の確認など、総括的な監査を受けている。令和 3（2021）年度の場合、2 名の公認会計士によって、元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合など、往査執務を含めた監査が実施された。

非常勤の監事 2 名は、決算原案の作成後、会計帳簿書類の閲覧・照合、財務担当者から決算概要の聴取など、業務執行状況や財産内容等を監査しており、この結果については、理事会及び評議員会において、書面にて監査報告が為されている。

また、監査機能の強化に向けて、独立監査人と監事との意見交換などを通して、学校法人の状況把握が行き届いたものとなるよう配慮している。

独立監査人及び監事による会計監査は適切に行われており、本学の財務帳票等は、学校法人の財政状況及び経営内容を正しく示している。また、監査体制は十分に整備され、厳正に実施しているものと評価する。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学校法人会計基準及び学校法人大阪観光大学経理規程等に準拠して、適正な会計処理を行うとともに、厳正な会計監査の実施体制の整備に努める。また、同経理規程第 77 条の規定に基づき、監査担当者を任命し、適正な内部監査を行う。

【基準 5 の自己評価】

本学は、「大阪観光大学憲章 2022」に書かれた教育理念や高等教育機関としての社会的役割を果たすため、「寄附行為」に基づき、適切な大学運営に日々努力している。

本学の管理運営体制の特徴として、教学部門と管理部門の協力体制を挙げることができる。本学における教学部門のほぼすべての委員会に、職員が委員や事務局として出席しており、教員と職員との円滑な意志疎通と連携協働体制を実現している。大学運営に関わる重要な会議体についても、教員と職員が共に構成員として組織されることにより、教学部門と管理部門との一体化が図られている。以上のことから、本学においては、教員と職員との連携による協働体制が機能している。

本学の経営・管理と財務については、理事長及び学長のリーダーシップとガバナンスに

よって適正な組織運営がなされており、会計処理や監査体制も厳正に実行されている。

今後も、経営基盤の安定化に向けて、中期経営計画の実行ある推進に注力し、将来にわたって存続できる「日本一の観光大学」となるべく、組織体制の構築に邁進していきたい。

以上、本学は基準5を満たしている。

基準 6. 内部質保証**6-1. 内部質保証の組織体制****6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立****(1) 6-1 の自己判定**

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証に関する全学的な方針、恒常的な組織体制、責任体制については、令和 4（2022）年度に「内部質保証の方針」と体系図を策定し、既存組織の役割を整理した。

令和 4（2022）年 4 月にアドバイザーボードを発足させ、高等教育関係者や地域・産業界の代表者を迎えて、学部教育・運営について助言いただく体制を取った。

「大阪観光大学内部質保証の方針」の「1. 基本方針」に全学的な方針、「2. 組織体制・役割」に恒常的な組織体制と責任体制を明示した。各組織の責任者と担務は、以下の図表の通りである。

表 6-1-1 大阪観光大学における内部質保証のための組織・責任者と担務

組 織	責任者	担 務
自己点検・評価委員会	副学長 (委員長)	自己点検・評価の実施及び点検評価の取りまとめ、改善結果の点検、改善事項の監理、結果の公表
大学協議会	学 長 (議長)	教育の中期計画及び事業計画、全学的な教育編成方針、教育の質保証・質的向上等
経営会議	理事長 (議長)	法人に係る中期計画の推進、達成状況、進捗状況等の検証

図 6-1-1 大阪観光大学 内部質保証システム体系図

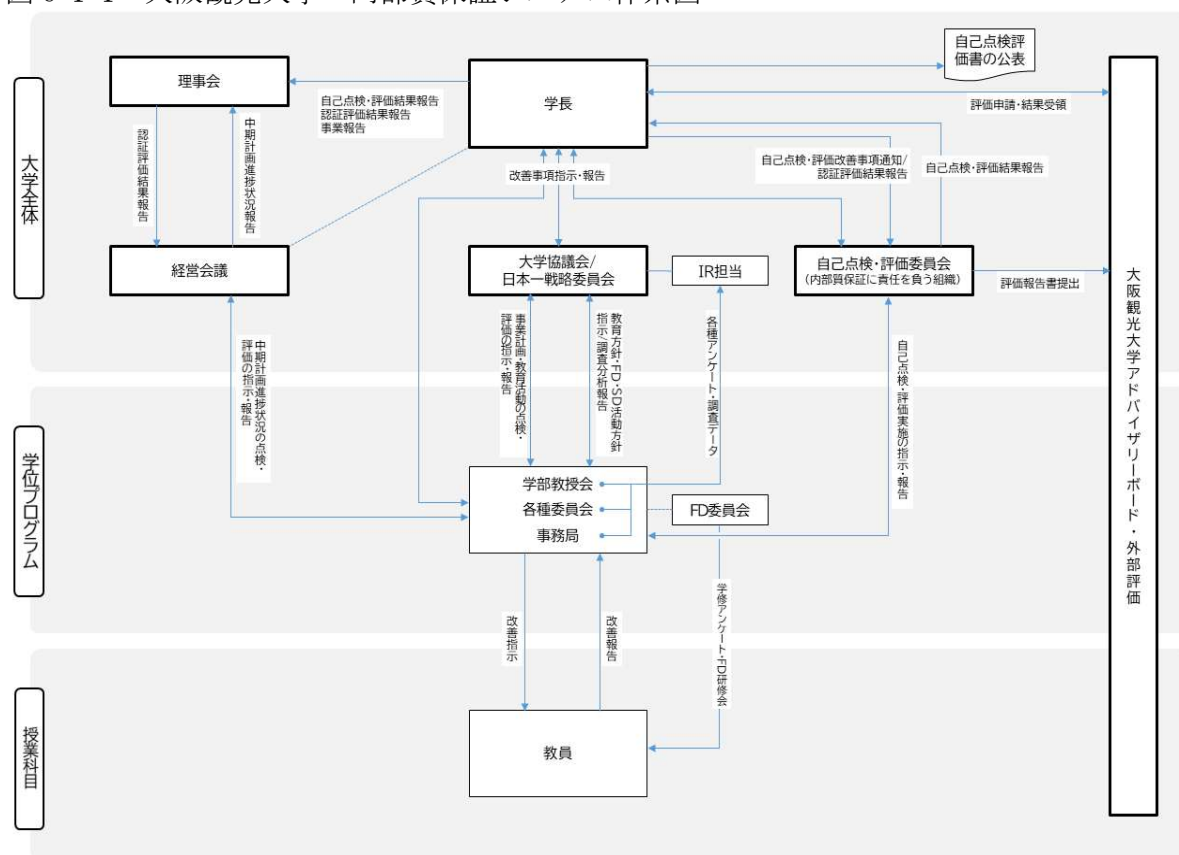
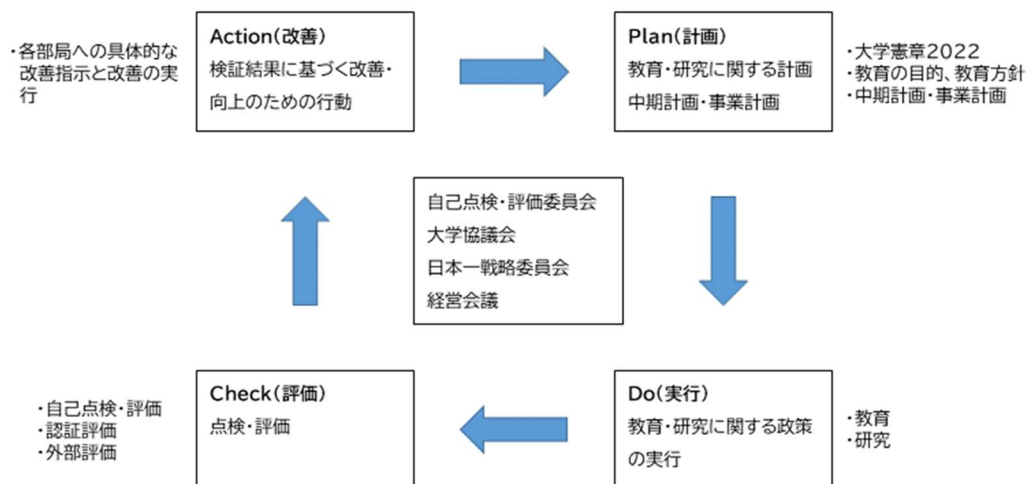


図 6-1-2 大阪観光大学の内部質保証に係る PDCA サイクル



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証の方針、組織体制、責任体制について検証し、時宜に応じた見直しを行う。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、令和元（2019）年に、日本高等教育評価機構による認証評価の再審査を受診するために、保留部分について自己点検評価書を作成した。他方、令和元（2019）年に、法人理事長の不正が発覚するなど学内が混乱したため、令和 2（2020）年 3 月に民事再生手続に入り、管財人の管理下に置かれることとなった。それ以降、本学は管財人主導のもとで、経営面・大学運営面、ガバナンスの強化のための各種規程の見直しなど、再建を図ってきた。令和 4（2022）年 5 月に民事再生手続は終了するまでは、実質的には、すべての活動が管財人による点検のうえで行われてきたともいえる。

民事再生期間中の検討を踏まえて、令和 4（2022）年度には自己点検評価の方針を改めて定めることができたので、令和 4（2022）年度から自己点検評価の活動を再開し、アドバイザリーボードのメンバーによる外部評価を受けるよう計画し、それを実行した。

また、令和 4（2022）年度は、国連世界観光機関（UNWTO）の観光学教育の認証評価制度である TedQual を受審し、認証された。

なお、令和 4（2022）年度の自己点検評価書を含め、過去の自己点検評価書についてはウェブサイトで公開している。令和 5（2023）年度の自己点検評価書も公開する。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学における業務の担当については、学生の学修については教務課、修学支援・生活指導については学生課、就職・キャリア支援についてはキャリアセンター、学生募集については入試広報課がそれぞれ担当しており、業務にかかる学生情報（データ）の収集・分析についても、その初動は各担当課が行っている。こうした分析結果は、各関係の委員会に報告され、大学協議会、教授会を通じて情報の共有が図られ、学習支援、学生生活支援といった教学運営にかかる業務の執行、経営上の企画立案等に役立てられてきた。令和 3（2021）年度・令和 4（2022）年度には、以下のようなアンケートを通じた調査が行われている。

- ・学生アンケート→オンライン授業環境整備臨時支援金支給、食の支援
- ・PC に関する調査→パソコン貸与、パソコン低価（大学補助）での斡旋、ネットワーク更新、令和 5（2023）年度入学生から PC 必携化
- ・授業評価アンケート→授業の改善
- ・卒業生、就職先へのアンケート→就職支援に活用
- ・入学者へのコロナ特別奨学金制度に関するアンケート→継続の可否を検討

また、令和 5（2023）年度には、新たに「学修・学生生活アンケート」を実施した。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまでは、各種学生情報（データ）が、各部署の担当内容に応じて個別に収集・分析されており、別部署のデータを相互にリンクさせて分析することは少なかった。今後は、どの調査データを使って三つのポリシーのどの部分の適切性を評価できるかを整理し、個別学生の学修状況の把握、カリキュラムの改善につなげていきたい。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、「大阪観光大学憲章 2022」に基づいて三つのポリシーを策定し、それらを踏まえた教育課程を体系的に編成している。内部質保証の推進にあたっては、大学全体レベル・学位プログラムレベル・授業科目レベルに分けて、レベルごとに計画の立案、計画の実施、評価、改善・改革という PDCA サイクルを実施し、恒常的に内部質保証を推進している。

令和 4（2022）年度から観光学部の新カリキュラムを開始するにあたり、令和 3（2021）年度には三つのポリシーが一貫したものになるように議論を重ねて、従来の三つのポリシーを令和 4（2022）年度入学者からはすべて変更した。

平成 29（2017）年度の認証評価では、一部の項目について「保留」がついた。その際に指摘された改善事項については、令和元（2019）年には解決できており、再評価申請書に記述したが、残念ながら当時の理事長の不祥事により、受審の機会を失った。指摘事項には対応済みであることを示すため、以下に「令和元年度 再評価 自己点検評価書」から該当部分を引用する。

〔観光学部〕〔国際交流学部〕

<平成 30(2018)年度カリキュラム一部改訂、不開講科目の解消>

平成 29（2017）年 4 月に改訂された両学部新カリキュラムについては、平成 29（2017）年度大学機関別認証評価を経た平成 30（2018）年 3 月の調査報告書において、「基準項目 2-2 を満たしていない。」との評価結果が出た。改善を要する点として、①「観光学部において不開講科目が多く、カリキュラム・ポリシーの実効性に問題がある」、②「国際交流学部の芸術・健康スポーツコースは、ディプロマ・ポリシーとの整合性がなく、学士（文学）の学位との関連性が認められないため、改善を要する。」との結果を受け、まず上記②について、平成 30（2018）年 4 月に当該コースの入学者が 0 名（入学者なし）であったことから、平成 30（2018）年 3 月 14 日（水）開催の合同教授会において、平成 30（2018）年度のカリキュラム改訂（学則変更）を行った。

この改訂については、「芸術・健康スポーツコース」を廃止し、(A)「異文化コミュニケーションコース」「日本語日本文化コース（留学生）」「芸術コース」の 3 コース制に再編し履修コースとした。(B) 各コースについてはコースごとにコース修了要件科目を設定した。(C) それにより、カリキュラムを「基本科目」と「展開科目」の 2 つに再編し、「学部共通科目」、「異文化コミュニケーションコース科目」、「日本語日本文化コース科目」、「芸術・健康スポーツコース科目（ダンス・バレエ・演劇）」を「基本科目」又は「展開科目」に仕分けした。(D) 展開科目の卒業要件を選択 48 単位以上とし、履修の幅を広げた。(E) 「芸術・健康スポーツコース科目（姿勢科学）」は、卒業要件には算入されない自由科目とし、科目数を削減するなど、学士課程とは別の特別科目とした。この特別科目は提携先団体が認定する資格取得のためのプログラムの一部であり、同団体と連携しながら開講するとした。

以上の通り、改訂後のカリキュラムについては、ディプロマ・ポリシーとの整合性を確保し、学士（文学）の学位と関連ある体系に再編した。

次に上記①について、観光学部の 31 の不開講科目を解消するために、平成 30 (2018) 年 4 月から計画的に取り組んだ結果、平成 31 (2019) 年 4 月時点ですべて解消され開講することになった。これにより、カリキュラム・ポリシーの実効性を確保した。

(以上、「令和元年度 再評価 自己点検評価書」pp. 14－15 から引用)

TedQual では、受審の結果、令和 5 (2023) 年 3 月 17 日付で、本学の観光学部の学士プログラム (Bachelor of Tourism) は、令和 5 (2023) 年 3 月 18 日から令和 7 (2025) 年 3 月 18 日まで有効 (2 年間) の認証を得た。

(3) 6－3 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 5 (2023) 年度から、大学憲章、10 の約束、中期計画に基づき、日本の観光学研究、観光学教育を牽引する「日本一の観光大学」の実現に向けた重要諸課題に関する進捗状況等を管理していくことを目的として「日本一戦略委員会」を発足させ、PDCA サイクルがより円滑に循環するように、他の委員会や部局との連携を進めている。

【基準 6 の自己評価】

令和元 (2019) 年に、当時の法人理事長の不正が発覚するなど学内が混乱し、本学は、令和 2 (2020) 年 3 月に民事再生手続に入り、管財人の管理下に置かれた。経営面・大学運営面、ガバナンスの強化のための各種規程の見直しなど、再建のためのすべての改革は、実質的に管財人の主導・点検のもとで行われてきた。令和 4 (2022) 年 5 月に民事再生手続が終了したことにより、本学での自主的・自律的な自己点検・評価を本格化させる条件が整ったとも言える。

本学では、民事再生手続が終了に先立つ令和 4 (2022) 年 4 月にアドバイザリーボードを発足させたほか、民事再生期間中の検討を踏まえて、令和 4 (2022) 年度中に、自己点検評価の方針、組織体制と責任体制を確立することができた。令和 5 (2023) 年度においては、これらの方針・体制の下で、客観的かつ厳正に自己点検・評価作業を進めた。

また、令和 4 (2022) 年度には、国連世界観光機関 (UNWTO) の観光学教育の認証評価制度である TedQual を受審し、認証された。これは、日本の教育機関として、国内 4 番目の認証である。大学認証評価とは評価項目は異なるが、エビデンスに基づく自己点検評価の機会となったことは間違いなく、その成果は、令和 4 (2022) 年度、令和 5 (2023) 年度の自己点検評価活動にも引き継がれている。

上述の通り、令和元 (2019) 年に、日本高等教育評価機構の認証評価の再審査を受けるタイミングで元理事長の不正が発覚し、民事再生手続が始まったことから、この間は定期的な自己点検・評価を行うことはできなかったが、平成 29 (2017) 年の認証評価受審の際の自己点検評価の結果は、大学ホームページ上で公開しており、令和 4 (2022) 年度の自己点検評価書も公開している。

今後は、TedQual の更新も視野に、自己点検・評価委員会、大学協議会、日本一戦略委員会、経営会議が連携することにより、三つのポリシーが有効に機能し、本学の教育目的がよりよく実現できるよう必要なデータを収集の上で、定期的な自己点検・評価と改善を続けていく考えである。

以上、本学は基準 6 を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域・社会への貢献、国際交流

A-1. 地域・社会への貢献

A-1-① 地域へのキャンパス開放

A-1-② 地域ボランティア活動・地域イベントへの教職員・学生の参画

A-1-③ 地域自治体・企業との連携

A-1-④ 地域の教育機関との連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域へのキャンパス開放

本学は、「大阪観光大学憲章 2022」において、社会的使命のひとつに「地域・社会への貢献」を掲げ、「大阪観光大学は、地域・社会の方々の参画、観光事業等の実業界との連携を得て、地域に愛され世界に開かれた大学として、地域・社会への貢献を続けます。」と宣言している。

また、「大阪観光大学 10 の約束」には、Ⅶ「地域を支え、地域に愛される大学としての諸活動を進めます。」を掲げ、具体的な項目のひとつとして「地域住民が大学の様々な機能を利用できるよう施設整備を行います。」と記しており、様々な形でキャンパス開放に取り組んでいる。

まず、本学では規程に基づいて、本学の教室施設、体育施設、その他を学外の利用者に有料で貸し出しているが、以下の例のように、地域住民・団体に対して無料貸出をしている。

- ・芝生グラウンド | グラウンドゴルフ（地域住民のクラブ）
- ・芝生グラウンド | 泉佐野キッズスクール
- ・国際交流サロン | 泉佐野観光ボランティア協会の「泉佐野観光ボランティア養成講座」開講式
- ・テニスコート | 地域住民

また、本学主催の以下のイベントについても、地域住民に開放されている。コロナ禍では地域住民の参加は制限されたが、行動制限の緩和・撤廃を受けて開放できるようになっている。

- ・明光祭（大学祭）
- ・本学吹奏楽部サマーコンサート
- ・モルック体験会

なお、本学図書館では、地域交流・地域貢献を推進する一環として、平成 29（2017）年度から、熊取町立熊取図書館と図書の相互貸借を中心とする連携協力を行っている。図書館は一般に開放され、地域住民は無料で利用できるようになっている。

学会への会場提供としては、令和 5（2023）年 8 月 26・27 日に、第 62 回社会教育研究全国集会（関西集会）が、本学を会場として開催された。

A-1-② 地域ボランティア活動・地域イベントへの教職員・学生の参画

上述の「大阪観光大学憲章 2022」で「地域・社会への貢献」を掲げるほか、「大阪観光大学 10 の約束」Ⅶ「地域を支え、地域に愛される大学としての諸活動を進めます。」の具

体的な項目として、「熊取町、泉佐野市をはじめ地域・自治体、生徒、住民との連携・協働を強めます。」「地域の国際化、多文化交流に貢献します。」と記している。

この約束の通り、本学の教職員・学生は、様々な機会に地域でのボランティア活動や地域イベントに参加している。以下に、主な取組みを挙げる。

- ・ 本学地元の熊取町で開催されている「熊取町フードバンク」には、令和 3（2021）年 6 月から、本学の教職員と学生ボランティアが参加している。
- ・ 令和 4（2022）年 3 月 25 日（金）～27 日（日）に開催された「第 1 回日本観光ショーケース in 大阪・関西」に、本学学生が会場運営のボランティアとして参加した。
- ・ 令和 4（2022）年度、本学の留学生 2 名が、熊取町の小・中学校で授業通訳アルバイトとして活動した。
- ・ 令和 4（2022）年 6 月 23 日（木）・26 日（日）の 2 日間、本学地元の熊取図書館開催の「リサイクルブックフェア 2022」に、本学学生 4 名がボランティアとして参加した。
- ・ 令和 4（2022）年 8 月 7 日（日）、泉佐野青年会議所主催『まちを支える地元力』に本学がブース出展し、教職員 8 名が参加した。
- ・ 令和 4（2022）年 8 月 10 日（水）、本学が主催するシンポジウム『中高大の連携で豊かな「総合的で探究的な学び」の時間を』が、大阪府教育委員会、泉佐野市教育委員会、熊取町教育委員会の後援を得て、本学で開催された。
- ・ 令和 4（2022）年 9 月 3 日（土）、くまとりにぎわい観光協会主催の「創立 10 周年記念講演会」で、本学の小野田金司教授が「コロナで変化する世界の観光を大予想」と題して講演した。
- ・ 令和 4（2022）年 10 月 9 日（日）、熊取だんじり祭りの清掃ボランティアに、学生 11 名・職員 1 名が参加した。
- ・ 令和 4（2022）年 11 月 23 日（水）、本学地元の熊取町煉瓦館で、熊取町住民提案協働事業「熊取活性化イベントプロジェクト」『オリナスジカン vol.1 イン 熊取交流センター煉瓦館』が開催され、本学学生 2 名がボランティアとして参加した。
- ・ 令和 4（2022）年 12 月 4 日（日）、本学地元の熊取町「熊取ふれあい農業祭」が開催され、本学吹奏楽部が演奏したほか、教員、ベトナム人留学生の学生ボランティアが参加した。
- ・ 令和 5（2023）年 4 月 29 日、地元熊取町の野外活動ふれあい広場で開催された「水とみどりの和田山パーク祭り」で、本学インターナショナル混声合唱団（コーラス）が発表した。
- ・ 令和 5（2023）年 11 月 19 日、本学学生 7 名が、りんくうプレミアムアウトレットで開催された「りんくう SMILE2023」のパンフレットの翻訳に協力した。また、当日は、外国人のお客様の通訳案内をした。
- ・ 令和 5（2023）年 11 月 23 日、本学学生 2 名が、熊取町煉瓦館・中家住宅で開催された「オリナスジカン」に参加し、会場設営、来場者案内等をした。

A-1-③ 地域自治体・企業との連携

本学は、令和 4（2022）年度に、地元熊取町、泉佐野市とは地域活性化に関する連携協力の協定を締結し、様々な取組みを展開している。また、企業では、株式会社伊藤園、株式会社おてつたび と連携協定を締結し、本学の授業にも協力いただいている。

■地域自治体との連携

・熊取町

本学は、熊取町内に立地する京都大学複合原子力科学研究所、大阪体育大学、関西医療大学とともに、平成 17（2005）年 3 月に熊取町と「連携協力に関する協定」を締結し、熊取町の事業に協力するとともに、地域住民を対象とした事業を行ってきた。

令和4（2022）年5月27日（金）、地元熊取町とのさらなる連携を図るため、「観光の振興に関する事項」、「文化・芸術の振興に関する事項」、「生涯学習の推進に関する事項」、「地域防災に関する事項」の4分野にわたる地域活性化に関する協定を締結している。

令和5（2023）年度も熊取町の事業に委員を派遣し、事業への連携・協力を行っている。主な取り組みは以下の通りである。

（委員 | 継続）

- ・後援会への講師派遣 | 令和5（2023）年3月12日（日）、令和4年度文化講演会の講師として、本学橘弘文教授が「稻荷山のお塚」の講演を行った。
- ・熊取町「交通事故をなくす運動」推進本部理事への就任 | 本学佐藤智子事務局次長が就任（委嘱期間 | 令和5（2023）年6月1日～令和7（2025）年3月31日）
- ・「熊取町献血推進協議会」への委員就任 | 本学勝目裕史入試広報課長が就任（委嘱期間 | 令和5（2023）年6月1日～令和7（2025）年5月31日）
- ・行政改革推進のために必要な助言及び提言等を行う「行政改革審議会」への委員就任 | 本学観光学部身玉山宗三郎教授（委嘱期間：令和4（2022）年4月1日～令和6（2024）年3月31日）
- ・くまとりブランド創造会議（「くまとりやもん」認定事業）への委員就任 | 本学観光学部五嶋俊彦准教授（委嘱期間1年）

（事業 | 継続）

- ・各大学との防災協定
- ・学生食堂等におけるくまコロ（熊取コロッケ）の提供
- ・町立図書館と本学図書館の連携（相互貸借、町民への開放、大学発行物の寄贈、出張利用登録など）
- ・だんじり祭り清掃ボランティア（令和5（2023）年は10月9日開催。だんじり祭りの駅前パレードセレモニー時に発生するクラッカー等で発生したごみの清掃活動や、祭礼参加者のフットケアなどを昨年度に引き続き依頼。）
- ・熊取ふれあい農業祭への出店等（令和5（2023）年は12月4日開催。農業祭開催への協力及び開催日当日の模擬店出店等を昨年度に引き続き実施。）
- ・熊取図書館「旅コーナー」への協力（本学教員が薦めるこの1冊（紀行など）や、旅に関する情報提供を行う。）

このほか、本学は、熊取町と町内各大学等で行う「大学連絡会」をはじめ、3学長と1所長と町長等が意見交換を行う「大学連携懇談会」や、若手の町職員と経験年数が比較的短い教職員が情報交換を中心とした交流をして、新たな連携・人材交流を目的とする「きっかけづくり交流会」などにも参加している。

また、同町のくまとりにぎわい観光協会とは、本学学生のインターンシップの受入等で協力いただいております。令和5（2023）年度には、本学観光学部新カリキュラム2年次配当「地域連携実習」で、くま観ウォーク、グルメマップ、スイーツマップの制作等で連携協力を開始しています。

・泉佐野市

令和4（2022）年10月21日（金）、泉佐野市と相互に連携協力し、地域の活性化に資することを目的に「観光振興に資する事項」「国際人材の育成に資する事項」「外国人市民を対象にした日本語及び日本文化の教育に資する事項」「その他、双方が必要と認める事項」についての連携協力に関する協定を締結した。

令和4（2022）年11月22日（火）、本学1号館3階ホールで「空港のある地域2022 関西泉佐野会議」が開催され、千代松泉佐野市長をはじめ、泉佐野市の関係者が多数参加し

た。

■企業との連携

・株式会社伊藤園

令和 4 (2022) 年 3 月 30 日 (水)、株式会社伊藤園と「大阪観光大学と株式会社伊藤園との産・官・学連携協力に関する協定」を締結した。令和 4 (2022) 年度後期の「文化鑑賞創造実践 1」の一つとして、株式会社伊藤園のティーテイスターを迎えて、お茶に関する知識や楽しみ方をレクチャーする授業が展開された。この授業は、学生にも大変好評であり、令和 5 (2023) 年度後期も開講した。

・株式会社おてつたび

令和 5 (2023) 年 3 月 3 日 (金)、株式会社おてつたびと本学は、研究教育活動において相互に協力し、観光地域づくりと観光産業の推進に寄与するため、連携協定を締結した。同社は、本学観光学部の 2 年次配当科目「地域連携実習」「職業実践実習」について、学生の受け入れ先の開発と展開、プロモーション動画の制作と映像教材の制作など、令和 4 (2023) 年度の開講時からこの科目を支援していただいている。

・泉佐野インターネット放送局「いこらじお」

令和 4 (2022) 年度からお声がけをいただき、「いこらじお」の中で、本学の教職員・学生が企画するインターネットラジオ番組「大阪観光大学 TOURISM ラジオ!!」を設け、令和 5 (2023) 年 1 月 27 日の第 1 回以来、地域の視聴者に向けた番組放送を定期的に行っている。

令和 5 (2023) 年には、本学観光学部の 2 年次配当科目「地域連携実習」「職業実践実習」の中で同放送局と連携することができ、学生が地域情報を取材し放送を行った。この取り組みは、チーム名「大阪観光大学×いこらじお」による「泉州発！インターネット放送で結ぶ人の輪を世界に！」として、大阪・関西万博に向けた共創チャレンジに登録されている。

・国土交通省近畿運輸局

令和 6 (2024) 年 3 月 4 日 (月)、国土交通省近畿運輸局と「大阪観光大学と国土交通省近畿運輸局との連携・協力に関する包括協定」を締結した。

これまでも近畿運輸局のご協力で、授業への講師派遣、学内での旅館業界の就職説明会等を実施していたが、今後、より強く連携し、相互支援を行っていく。主な連携、協力事項は、以下の通り。

1. 教育・研究・観光振興に関する相互支援
2. 観光人材育成に関する相互支援

A-1-④ 地域の教育機関との連携

■高等教育機関との連携

・研究面での連携

本学教員と他大学の教員との連携の場の一つとして、日本観光研究学会関西支部の活動が挙げられる。同支部は、「関西から観光立国・立圏を考える意見交換会」、中四国研修会、地区懇話会、観光学研究部会、観光サロン等の事業に取組み、関西・北陸・中四国の観光研究者同士の研究活動と情報交換を積極的に進めている。この支部の運営に、本学観光学部の五嶋俊彦准教授が幹事として関わっている。

また、令和 5 (2023) 年 12 月 20 日 (水)、「提言 日本の大学、観光『学』の未来とは」をテーマとするシンポジウムを主催し、大阪府教育委員会、観光学術学会、一般社団法人大学行政管理学会の後援を得た。シンポジウムでは、総合地域環境学研究所長の山極壽一

氏による講演「『サル化』する人間社会における大学の役割・・観光の学への期待」に続き、本学の山田学長による講演「変質する人間社会における大学の役割と観光学の射程」を行った。その後、山極壽一氏、山田良治学長に、大阪公立大学国際基幹教育機構高等教育研究開発センター教授の西垣順子氏、北海道大学名誉教授の宮崎隆志氏が加わり、パネルディスカッションが行われ、フロアを交えた活発な討論が行われた。

・教育面での連携

本学は、NP0 法人大学コンソーシアム大阪に正会員として参画している。同コンソーシアムが提供する、SD 研修などの教職員向け事業に本学教職員が参加するほか、単位互換事業にも参加している。本学学生に他大学の授業を受講する機会を拓くと同時に、センター科目として、本学教員のオムニバスによる「ツーリズムと社会」を毎年提供し、他大学学生が例年受講している。

また、本学は、関西圏で観光教育に携わっている大学が連携し設立した、関西観光教育コンソーシアムの正会員であり、その運営には、本学の小野田金司教授が理事として関わっている。同コンソーシアムが開催する企業研究フェア、学生ボランティアの募集などの情報は、本学学生に提供され、参加が促されている。

前述の日本観光研究学会関西支部を母体とする、NP0 法人観光力推進ネットワーク・関西（観光力ネット）も他大学との教育連携の場となっている。同法人の運営には、本学観光学部五嶋俊彦准教授が理事・事務局長として、森山正教授が理事として関わっている。同法人の傘下にある「学生連絡協議会（学連協）」は、関西圏の大学で観光を学ぶ大学生間の貴重な交流・親睦・連携の場となっている。学連協では、歴史文化体験、地域連携プロジェクト、学生研究発表会等の事業を行っており、本学教員から情報提供を受けて、本学からも様々な学生が活動に参加している。

■中等教育機関との連携

地域の高等学校との連携を進めるため、本学教員や留学生を含む本学学生を、授業の講師として派遣している。

令和 4（2022）年度は、大阪府立佐野高校、和歌山県私立初芝橋本高等学校、大阪府私立ルネサンス大阪高等学校、和歌山県立和歌山北高等学校、韓国永楽医療科学高等学校（来日研修時）、大阪府立天王寺学館高等学校の 6 校の授業に、本学教員が講師として参加した。

また、令和 4（2022）年度の、本学留学生を含む学生の授業への派遣としては、大阪府私立大阪体育大学浪商高等学校の多文化交流プログラム（全 5 回）、和歌山県立橋本高等学校の総合探求／多文化交流（全 1 回）、大阪府私立香ヶ丘リベルテ高等学校の多文化交流プログラム（全 1 回）、和歌山県立和歌山東高等学校の総合探求／先輩の話を聞こう（全 1 回）、和歌山県立田辺高等学校・国際交流団体 SEEKER の多文化交流プログラム（全 2 回）、奈良県私立奈良女子高等学校の関西国際空港ツアー（全 1 回）、和歌山県立那賀高等学校・国際科の多文化交流プログラム（シアトル研修旅行事前学習含む）（全 6 回）が挙げられる。

この他、高大連携の枠組みではないが、「タクヤ仙人」の芸名で活躍する本学の辻卓也講師は、関西圏の多数の高校ダンス部での出張指導に、勢力的に取り組んでいる。

令和 5（2023）年 8 月 10 日（木）、大阪府教育委員会、泉佐野市教育委員会、熊取町教育委員会、一般財団法人関西観光本部の後援を得て、本学主催によるシンポジウム「豊かな人生を楽しむ力を育む・・・偏差値教育を超えて」を開催した。山本理事長による主催者挨拶・趣旨説明に続いて、山田学長による講演「『楽しむ力』『生きぬく力』となぜいうのか『学び』『くらし』『働き』そして『社会』を変えるキーワード」、本学渡部准教授による大学からの報告「『楽しむ力』へのプログラム『文化鑑賞創造実践科目』の実際と課題：大阪観光大学の新たな教育実践の試み」が行われた。引き続き大阪府立西成高校の山

田勝治校長と和歌山県立串本古座高校の榎本貴英校長より、それぞれの高校からの報告があり、その後、文部科学省初等中等教育局審議官の安彦広斉氏をコーディネーターに、パネルディスカッションが行われた。約 110 名の方が来場され、地域の教育関係者間の交流と情報共有の機会となった。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度に引き続き、今後も積極的かつ継続的に、地域・社会への貢献に取り組む。また、令和 5（2023）年度は、観光学部新カリキュラムの 2 年次配当科目「地域連携実習」が前期に、「職業実践実習」が後期に開講されるのを機に、地域や企業との新たな連携が始めることができた。個々の授業の取り組みや連携の成果については学期ごとに検証し、次年度以降のよりよい連携につなげていく。

A-2. 国際交流の促進

A-2-① 国連機関との連携

A-2-② 海外大学・高校との連携交流

A-2-③ 本学留学生と地元・高校生との交流の促進

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 国連機関との連携

本学は国連の取り組みに賛同し、以下のことを行っている。

本学は、令和 2（2020）年 9 月 17 日に関西 SDGs プラットフォームに登録を完了し、賛同団体として大学分科会の活動に関与している。

令和 4（2022）年 2 月 28 日に、ロシアによるウクライナ侵攻に際して発出した学長声明では、本学が『観光は平和へのパスポート』という国連決議（1967 年）の精神に添って、孤立と対立のない平和な共生社会の実現に貢献する道を歩んでおり、その立場からロシアのウクライナ侵攻は「許容できない行為であり、強く抗議するとともに、早期の平和的解決の実現を訴え」として、立場を明確にした。

また、本学は、世界観光倫理憲章（GCET）の推進に取り組んでいる。本学の学生に対しては、オリエンテーションにおいて世界観光倫理憲章（GCET）の説明を行い、関連する授業で GCET の趣旨や重要性を講じている。

さらに、令和 4（2022）年度には、事業計画書に「国連世界観光機関（UNWTO）が実施する観光教育の国際認証「TedQual」の取得を目指す」と明記し、TedQual タスクフォースを立ち上げて、申請に向けて全学的に取り組んだ。5 月に提出した自己評価書（UNWTO.TedQual Self-Assessment）を受けて、6 月に UNWTO 側から本申請（UNWTO.TedQual Certification process）への合格通知があり、9 月 16 日（金）に本申請書（List of Required Documents）を UNWTO アカデミーに提出して、受理された。UNWTO アカデミーの監査者 Dr. Edith Szivas によるオンライン監査は、11 月 14 日（月）から 16 日（水）の 3 日間で行われた。これらのプロセスを経て、令和 5（2023）年 3 月 17 日、本学観光学部は、国連世界観光機関（UNWTO）から観光教育に関する世界的な基準を満たしているとして、「TedQual」の認証を受けた。認証期間は、令和 5（2023）年 3 月 18 日から令和 7（2025）年 3 月 18 日までの 2 年間である。

「TedQual」認証取得と並行して、本学は、令和 4（2022）年 9 月 7 日に国連アカデミック・インパクトの正式なメンバーとして認定された。本学は、国連アカデミック・インパクトの 10 原則を支持、促進しており、その取り組みを「国連アカデミック・インパクト Japan」のウェブサイトで発信している。

また、本学は、国連世界観光機関（UNWTO）賛助加盟にあたって、令和4（2022）年9月20日、観光庁による推薦を受け、同年11月17日、国連世界観光機関（UNWTO）執行委員会において、本学の賛助加盟申請が承認された。

A-2-② 海外大学・高校との連携交流

本学は、海外の23大学（アジア21校、北米2校）、9教育機関（アジア8校、北米1校）と協定を締結し、交換留学生の送り出し、及び学部や日本語別科への留学生の受け入れをはじめとした、教育・研究での連携交流を行っている。令和5年（2023）年度は、外国の大学、及び教育研究機関による直接訪問が昨年度より増加し、従来の国際交流事業に戻りつつある。令和5年（2023）年度は、韓国・聖潔大学からの交換留学生2名が、無事研修を修了し、帰国した。この2名は、本学が実施している国際交流プログラムの一つ、「韓国 DAY」にも積極的に協力してくれるなど、本学と聖潔大学の交流を更に促進する一助となった。また、中国・惠州学院外国語学院から来られていた研究員は、研究期間を終え、成果発表後、帰国した。また、本学学生向けの海外短期研修として、夏期にフィリピン・デラサールアラネタ大学に2名、韓国の聖潔大学に4名の学生を派遣した。これらの学生は、全員無事研修を修了し、11月の本学文化交流祭で成果発表をした。

連携交流として、令和6年（2024）年2月下旬には、本学からの派遣留学生として、韓国・聖潔大学に、2024年7月までの予定で学生を1名派遣しているほか、アメリカ・カスケディアカレッジにも、海外派遣留学生として、2024年3月から2024年6月までの予定で2名の学生を派遣している。また、新しい取り組みとして、令和5年（2023）年9月下旬に、本学の海外協定校である中国・四川省都江堰職業中学・国際日本語クラスとのオンライン交流が行われた。本学山田学長の挨拶の後、本学観光学部尤驍講師による「大阪の文化と大阪観光大学の学生生活」というテーマでのオンライン講義を実施した。

令和5年（2023）年度後期に入ってから、多数の海外の大学、教育研究機関との来日交流が行われた。令和5年（2023）年9月には、アンドレ・スピテリ駐日マルタ共和国大使と、マルタ共和国からの使節団一行が、本学を訪問した。これは、2025年開催の大阪・関西万博にマルタ共和国が参加するにあたり、その視察の一環として来学したもので、山田学長をはじめとする本学教員と意見交換を行なった。また、12月には、欧州菌学研究所（EMI）の事務局長らによる同研究所の紹介と、研究協力に関する会合を実施した。マレーシアからは、マラ工科大学からホテル・ツーリズムマネジメント学部代表者が本学を訪問し、今後の連携・協定締結の可能性について意見交換をした。その他、中国・韓国の大学、高校からの訪問も多数あり、それぞれ意見交換を行った。

また、海外協定校である聖潔大学からは、学生及び教員による日本訪問団を受け入れ、茶道体験や梅田スカイビルの見学などの学生間交流を行った。韓国の教育機関の訪問は、この他にも、永楽医療科学高等学校の2年生20名からなる訪問団の受け入れを行った。令和4（2022）年度に引き続き二度目の受入で、本学との関係がさらに深まった。キャンパス見学、舞台芸術（ダンス）授業見学、茶道体験を行った。また、大韓赤十字社・ユースボランティアに参加した韓国全州市・フォルネ高校の訪問団の受け入れも行い、キャンパス見学、文化体験を行った。

A-2-③ 本学留学生と地元・高校生との交流の促進

「A-1-② 地域ボランティア活動・地域イベントへの教職員・学生の参画」で述べた通り、本学留学生は、地元熊取町の各種イベントに学生ボランティアとして参加し、地域の住民との交流を行っている。

また、「A-1-④ 地域の教育機関との連携」で述べた通り、本学留学生が、大阪府の私立大阪体育大学浪商高等学校、私立香ヶ丘リベルテ高等学校、和歌山県立の和歌山東高等学校、田辺高等学校、橋本高等学校、那賀高等学校、奈良県の私立奈良女子高等学校などの高大連携の授業に参加し、日本の高校生が国際交流を学ぶ貴重な機会を提供している。

これらの留学生との交流は、派遣先の高等学校の教員・生徒双方から、大変好評である。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度に引き続き、令和 6（2024）年度以降も、積極的かつ継続的に国際交流の促進に取り組む。

【基準 A の自己評価】

本学は、「大阪観光大学憲章 2022」の中で、社会的使命のひとつに「地域・社会への貢献」を掲げ、「大阪観光大学は、地域・社会の方々の参画、観光事業等の実業界との連携を得て、地域に愛され世界に開かれた大学として、地域・社会への貢献を続けます。」と宣言している。また、「大阪観光大学 10 の約束」には、Ⅶ「地域を支え、地域に愛される大学としての諸活動を進めます。」を掲げ、具体的な項目として「地域住民が大学の様々な機能を利用できるよう施設整備を行います。」「熊取町、泉佐野市をはじめ地域・自治体、生徒、住民との連携・協働を強めます。」「地域の国際化、多文化交流に貢献します。」と記している。

この約束の通り、本学は、地域へのキャンパス開放を進め、教職員・学生の地域ボランティア活動や地域イベントへの参画に取り組んでいる。熊取町や泉佐野市などの地元自治体、及び株式会社伊藤園、株式会社おてつたびなどの企業との連携、地域コンソーシアムを通じた地域の大学との連携、高大連携やシンポジウムを通じた地域の中等教育機関との連携を、それぞれ進めている。

国連機関とは、関西 SDGs プラットフォーム、国連アカデミック・インパクトに参加して連携するほか、国連世界観光機関（UNWTO）に賛助加盟し、世界観光倫理憲章（GCET）を推進するとともに、観光教育に関する世界的な基準を満たしているとして国際認証「TedQual」の認証を受けた。認証期間は令和 5（2023）年 3 月 18 日から令和 7（2025）年 3 月 18 日までの 2 年間である。

海外大学・高校とは、協定を通じた連携交流を進めており、令和 5（2023）年度は、韓国・聖潔大学からの交換留学生 2 名を受け入れた。また、本学学生向けの海外短期研修として、夏期にフィリピン・デラサールアラネタ大学に 2 名、韓国の聖潔大学に 4 名の学生を派遣した。令和 6 年（2024）年 2 月下旬には、韓国・聖潔大学に、本学からの派遣留学生として学生を 1 名派遣しているほか、アメリカ・カスケディアカレッジにも、海外派遣留学生として 2 名の学生を派遣している。また、新しい取り組みとして、令和 5（2023）年 9 月下旬に、本学の海外協定校である中国・四川省都江堰職業中学・国際日本語クラスとのオンライン交流が行われ、本学観光学部尤驍講師による「大阪の文化と大阪観光大学の学生生活」というテーマでのオンライン講義を実施した。地域の高等学校との高大連携授業には、本学留学生が参加し、地元の高校生との交流に取り組んでいる。

以上、本学は基準 A を満たしている。

V. 特記事項

1. 社会人リカレント教育への取組

以下の社会人リカレント教育プログラムを、文部科学省の委託事業として実施した。

■令和3（2021）年度 | ニューノーマルな観光人材育成事業

文部科学省の令和2（2020）年度第3次補正予算による「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業（就職・転職支援のためのリカレント教育プログラムの開発・実施）」に、本学の「ニューノーマルな観光人材育成事業」が採択された。

採択された本学の事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく変化した観光分野のニーズや雇用構造に対応するリカレント教育により、求職者のマインド・スキルをウィズコロナのニューノーマルな観光人材へと向上させ、国家の課題でもある地方への移住定住の促進につなげることを目的とした。開講したAコース「リゾート再生プロデュース人材育成プログラム」、Bコース「ローカルツーリズムプロデューサー人材育成プログラム」には、本学教員のほか、コロナ禍でも積極的に活動している観光業界の経営者、地方創生・アート関係者など幅広い分野の専門家が講師として参加した。Aコースは、12名が受講し、就職意欲の高い8名中2名が期間中に転職を果たした。Bコースは、32名が受講し、就職意欲の高い20名中12名が期間中に転職を果たした。両コースの内容は、デジタル教材や冊子体の講義録として整理、活用されている。

■令和4（2022）年度 | 観光DX人材育成講座【DMOに必要な観光DX講座】

文部科学省の令和3（2021）年度補正予算による「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」の「Ⅱ DX分野等リスキルプログラムの開発・実施」に、本学の「観光DX人材育成講座応用編【DMOに必要な観光DX講座】」が採択された。

採択された本学の事業は、デジタル化等で急速に変化する観光分野の流通、広告手法などを踏まえ、今後増加が見込まれる訪日外国人の個人旅行客市場、新型コロナの影響でニーズが多様化した国内観光市場に対応できるよう、実践的なマーケティングと観光DXの能力を育成し、リスキリング、キャリアアップにつなげることを目的とした。プログラムは、①宮城県気仙沼市、新潟県湯沢町・南魚沼市、和歌山県白浜町、沖縄県那覇市・沖縄市の先進地視察研修、②ワークショップを含むオンライン講義、③東京・大阪の2会場での対面講義で構成し、本学教員を含む11名の講師が関わった。33名の受講者のうち32名が修了し、講座への推奨度は非常に高かった。講座の内容は、デジタル教材や冊子体の講義録として整理、活用されている。

横展開事業として、株式会社やまところとの連携による「観光リカレント通信教育講座」、株式会社やまところキャリアとの連携による「DMO関連セミナー（採用担当者向けセミナー・転職セミナー）」、流通科学大学等との連携による「観光リカレント特別セミナー | 地域（DMO）が求める観光DXとは」、宮城創生DMO、TIFS（観光産業を構成する中小及び個人事業主連合会）等との連携による仙台・東京での特別セミナー、本学での観光シンポジウムも開催した。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的を明記している。(学則第 1 条)	1-1
第 85 条	○	観光学部、国際交流学部を設置している。(学則第 3 条) 国際交流学部は今年度より学生募集を停止。	1-2
第 87 条	○	修業年限を 4 年としている。(学則第 8 条)	3-1
第 88 条	○	編入学・転入学(学則第 15 条)を、明記している。	3-1
第 89 条	—	該当なし。(早期卒業は設けていない)	3-1
第 90 条	○	入学資格を明記している。(学則第 11 条)	2-1
第 92 条	○	本学に置く職員を規定している。(学則第 50 条) 学長、副学長、学部長の校務について明記している。(学則第 51 条)	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会を置いている。(学則第 53 条)	4-1
第 104 条	○	学位について定めている。(学則第 34 条)	3-1
第 105 条	○	該当なし(履修証明プログラムは設けていない)。	3-1
第 108 条	—	該当なし(短期大学は設置していない)。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については明記している。(学則第 2 条) 本学のホームページに公表している。	6-2
第 113 条	○	本学のホームページに公表している、研究については紀要を刊行している。	3-2
第 114 条	○	事務局を置いている。(学則第 51 条) 職員の職務を事務分掌規程で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	入学資格を明記している。(学則第 15 条)	2-1
第 132 条	○	入学資格を明記している。(学則第 15 条)	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則により規定している。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録は対象外。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒について定めている。(学則第 36 条)	4-1
第 28 条	○	担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	—	該当なし。	4-1
第 146 条	—	通算について定めがない為対象外	3-1
第 147 条	—	該当なし(早期卒業は設けていない)。	3-1
第 148 条	—	本学観光学部、国際交流学部は 4 年制につき対象外。 国際交流学部は今年度より学生募集を停止。	3-1
第 149 条	—	該当なし(早期卒業は設けていない)。	3-1
第 150 条	○	入学資格を明記している。(学則第 11 条)	2-1
第 151 条	—	該当なし。(高校からの飛び級入学制度がない)	2-1
第 152 条	—	該当なし。(高校からの飛び級入学制度がない)	2-1
第 153 条	—	該当なし。(高校からの飛び級入学制度がない)	2-1
第 154 条	—	該当なし。(高校からの飛び級入学制度がない)	2-1
第 161 条	○	入学資格を明記している。(学則第 15 条)	2-1
第 162 条	○	転入学について、明記している。(学則第 15 条)	2-1

大阪観光大学

第 163 条	○	学年の始期、終期は明記している。(学則第 5 条)	3-2
第 163 条の 2	○	単位取得証明書を交付している。(科目等履修生規程)	3-1
第 164 条	○	該当なし(履修証明プログラムは設けていない)。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ等で周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については学則第 2 条及び自己点検・評価委員会規程で明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	大学ホームページで教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位については明記している。(学則第 33、34 条)	3-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業生の編入学については明記している。(学則第 15 条)	2-1
第 186 条	○	専修学校卒業生については明記している。(学則第 15 条)	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準として、向上に努める。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条の 2、第 1 条の 3 に学部を明記している。 国際交流学部は今年度より学生募集を停止。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入試広報委員会を組織し、「入学試験規程」を定め、公正かつ適切な方法で適切な体制で行っている。	2-1
第 3 条	○	学部学科は、教育研究上適当な規模内容で、教員組織、教員数も適当である。	1-2
第 4 条	○	学部、学科を定め、明記している。(学則第 3 条) 国際交流学部は今年度より学生募集停止。	1-2
第 5 条	—	該当なし。	1-2
第 6 条	○	学部以外の組織として別科(日本語)を置き、教育研究上必要な要件を備えている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究組織の規模、学位の種類に応じて適切に配置されている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要と認める科目は、原則専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	○	必要に応じて、授業を担当しない教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数は大学設置基準(改正前基準)を満たしている。 国際交流学部は今年度より学生募集を停止。	3-2 4-2
第 11 条	○	FD 委員会を設置し、授業内容・方法の改善を図るため組織的な研修、研究を実施している。 SD については、SD 実施方針・計画を定め能力の向上を目指している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長選考規程に、学長の資格を定めている。	4-1

大阪観光大学

第 13 条	○	教員職位判定に関する内規に、教授の職位判定が定められている。	3-2 4-2
第 14 条	○	教員職位判定に関する内規に、教授の職位判定が定められている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員職位判定に関する内規に、准教授の職位判定が定められている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員職位判定に関する内規に、講師の職位判定が定められている。	3-2 4-2
第 17 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員を明記している。(学則第 3 条) 国際交流学部は今年度より学生募集を停止。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成について明記している。(学則第 22 条、22 条の 2) 国際交流学部は今年度より学生募集を停止。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし (連携開設科目は開設していない)。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法は明記している。(学則別表 1、1-2)	3-2
第 21 条	○	授業の単位については明記している。(学則第 24 条、別表 1、1-2) 国際交流学部は今年度より学生募集を停止。	3-1
第 22 条	○	授業期間は明記している。(学則第 23 条)	3-2
第 23 条	○	学期を定め、明記している。(学則第 6 条)	3-2
第 24 条	○	教室の収容人数を踏まえ、教育効果を十分あげられるよう適切な受講人数としている。	2-5
第 25 条	○	科目の特性に応じ、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの方法で適切に授業を実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスにより授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画等を明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし (昼夜開講制は設けていない)。	3-2
第 27 条	○	単位の授与を、明記している。(学則第 25 条) 大学設置基準第 21 条 3 項についても、明記している。(学則第 24 条 (3))	3-1
第 27 条の 2	○	履修・成績評価規程第 6 条で、明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし (連携解説科目は設けていない)。	3-1
第 28 条	○	他の大学等における授業科目の履修等を、明記している。(学則第 26 条)	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設における学修を、明記している。(学則第 27 条)	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定を、明記している。(学則第 28 条)	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし (長期履修生度は設けていない)。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生規程第 8 条で単位認定を、明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 33 条、履修・成績評価第 3 条で、明記している。	3-1
第 33 条	—	該当なし (医学、歯科に関する学科は設置しておらず、授業時間制も設けていない)。	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空き地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は校舎と同一の敷地内と近隣に有している。	2-5
第 36 条	○	学則第 36 条第 1 項から 5 項までの施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	基準で定められた面積以上の校地を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	基準で定められた面積以上の校舎を有している	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料等を備え、専任職員を配置している。	2-5
第 39 条	—	該当なし (本条に定める学部、学科は設置していない)。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし (本条に定める学部、学科は設置していない)。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機器、器具を備えている。	2-5

大阪観光大学

第 40 条の 2	—	該当なし（2 以上の校地に分かれていない）。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	○	該当なし（学部等連携課程は設置していない）。	3-2
第 42 条	○	該当なし（専門職学科は設置していない）。	1-2
第 42 条の 2	○	該当なし（専門職学科は設置していない）。	2-1
第 42 条の 3	○	該当なし（専門職学科は設置していない）。	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科は設置していない）。	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科は設置していない）。	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科は設置していない）。	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科は設置していない）。	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科は設置していない）。	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科は設置していない）。	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科は設置していない）。	2-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）。	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）。	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）。	4-2
第 58 条	—	該当なし（大学院大学ではない）。	1-2
第 59 条	—	該当なし。	2-5
第 61 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位の授与は、明記している。（学則 34 条）	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称を付記している（学則第 34 条、学位規程第 4 条）	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）。	3-1
第 13 条	○	学則第 34 条及び学位規程により定めており、学則の改正があれば文部科学省の届出している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	当該法令を適正に遵守し、法人及び大学関係者に対し、特別の利益供与が行われないよう厳正に対応している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 33 条 2 項に「寄付行為の備置き及び閲覧」を定め、遵	5-1

大阪観光大学

		守している。	
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に「役員」を定め、理事は 6 人以上 11 人以内、監事は 2 人としている。寄付行為第 7 条に「理事長の選任」を定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 6 条に「理事の選任」を定め、寄付行為第 11 条に「役員に任期」を定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 14 条に「理事会」を定め、それに基づいて運営している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 7 条から第 10 条に「役員の職務等」を定め、それに基づいて職務遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条及び第 10 条に「理事・監事の選任」を定め、それに基づいて選任している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 10 条 1 項に「監事の選任」を定め、それに基づいて選任している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 12 条に「役員の補充」を定め、遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 17 条に「評議員会」を定め、それに基づいて運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 19 条に「評議員会の議決事項及び諮問事項」を定め、遵守している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 20 条に「評議員会の意見具申」を定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 21 条に「評議員の選任」を定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法第 44 条の 2 を遵守している。寄附行為第 36 条及び第 37 条に「責任の免除」及び「責任限定契約」を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法第 44 条の 3 を遵守している。寄附行為第 36 条及び第 37 条に「責任の免除」及び「責任限定契約」を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法第 44 条の 4 を遵守している。寄附行為第 36 条及び第 37 条に「責任の免除」及び「責任限定契約」を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為において、該当する一般社団法人・財団法人法の規程を準用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条に「寄附行為の変更」を定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 30 条に「予算、事業計画並びに事業に関する中期的な計画等」を定め、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 31 条に「決算及び実績の報告」を定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 33 条に「財産目録等の備付及び閲覧」を定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 35 条に「役員の報酬」について規定している。規程に従い適切な額を支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条に「会計年度」を定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 34 条に「情報の公表」を定め、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 「該当なし」

学校教育法施行規則（大学院関係） 「該当なし」

大学院設置基準 「該当なし」

専門職大学院設置基準 「該当なし」

学位規則（大学院関係） 「該当なし」

大学通信教育設置基準 「該当なし」

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。